

# 三芳町環境基本計画

## 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

<案>



# - 目次 -

## 第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の役割と目的	2
第3節 計画の位置付け	3
第4節 計画の策定体制	4
1 三芳町環境衛生対策審議会	4
2 三芳町環境基本計画等庁内推進会議	4
3 住民等アンケート調査	4

## 第2章 三芳町の環境特性

第1節 本町の概要	7
1 本町の地域特性	7
2 本町の人口	7
3 土地利用状況	8
4 産業特性	9
第2節 本町の環境	12
1 主要河川の水質	12
2 大気の状態	14

## 第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念	17
第2節 計画の基本目標	18
第3節 施策の体系	19

## 第4章 施策の展開

基本目標1 誰もが暮らしやすいまち	23
施策1 きれいで住みやすいまちづくり	23
施策2 安全安心なまちづくり	25
基本目標2 環境を守り育てていくまち	27
施策3 地域の自然環境の保全	27
施策4 地域の自然環境の活用	29
基本目標3 循環型社会を目指し実現するまち	30
施策5 食品ロス削減の推進	30
施策6 ごみの減量化の推進	32

基本目標4 学びと共創を推進するまち	34
施策7 環境教育・環境学習の推進	34
施策8 パートナーシップの推進	36
基本目標5 脱炭素社会実現に向けた取組を推進するまち	37
施策9 再生可能エネルギーの推進	37
施策10 地球温暖化対策の推進	39

## 第5章 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

第1節 基本的事項	43
1 地球温暖化のメカニズム	43
2 地球温暖化の影響	43
3 近年の温暖化への取組	44
4 計画の位置付け及び策定方法	45
5 対象となる温室効果ガス	46
第2節 排出量の推移	48
第3節 排出量の現状と算定結果	49
第4節 排出量比較	51
第5節 目標値の設定	54
1 目標設定	54
2 削減目標	55
第6節 脱炭素社会実現に向けた道筋(ロードマップ)	57
1 ロードマップの基本的な考え方	57
2 目指す姿のイメージ	59
3 三芳町における令和32(2050)年までのロードマップ	60
第7節 脱炭素社会実現に向けた取組	62

## 第6章 計画の推進・進行管理

第1節 計画の推進	71
1 庁内連絡体制の整備	71
2 住民、事業者、学校、町の協働	71
3 近隣自治体、関係機関等との連携	71
4 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進	71
第2節 計画の評価	72
第3節 計画の進行管理	72

# ～第1章～

## 計画策定にあたって

第1節 / 計画策定の背景

第2節 / 計画の役割と目的

第3節 / 計画の位置付け

第4節 / 計画の策定体制と策定経過



# 第1章 計画策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景

これまで、地球上の自然環境や外部からのエネルギーとの微妙なバランスを保ちながら、地球環境から多くの恵みを受け、資源やエネルギーを採取、消費して人々は日常生活の利便性を高めてきました。一方で、廃棄物や二酸化炭素が増加し環境の負荷は増大しました。その結果、地球温暖化や生物多様性の損失など、世界規模の環境問題になっています。

平成 27(2015)年 9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で示された国際目標である SDGs (Sustainable Development Goals) が採択され、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの 15 年間で世界が達成すべき、持続可能な開発を目指すためのゴールが示されました。これを受けて、我が国においても、平成 28(2016)年 12 月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定され、それ以降、地方自治体を含む様々な事業体で SDGs の目標に資する取組を推進するようになりました。

また、近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。地球環境への意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和 2(2020)年に「令和 32(2050)年カーボンニュートラル(脱炭素化)宣言」が行われ、脱炭素社会の実現に向けた取組が急速に進められています。

本町においても、令和 4(2022)年 3月に、令和 32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を表明し、さらに、平成 15(2003)年 3月に「三芳町環境基本計画」(以下「現行計画」という。)を策定し、令和 32(2050)年を目標年次として、望ましい環境像「緑ゆたかで、人の顔が見える地域を、みんなの手と知恵で育てていくまち・みよし」の実現を目指し取組を進めてきました。

このような社会情勢の中で本町では、これからのまちづくりが、我が国の持続可能な社会の構築に資するものになり、次世代までの住民誰もがこのころ穏やかに暮らせるまちとなることを念頭に、三芳町環境基本計画(以下「本計画」という。)を策定するものとします。



### トピックス

### SDGsとは

持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)のことで、平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年 9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。



## 第2節 計画の役割と目的

### 【計画の役割】

本計画は住民(就業のために町外からくる人、三芳町に近接する市町に居住する人も含む)、事業者、学校、町それぞれの環境に対する共通認識を形成するとともに、各主体がより望ましい環境づくりに取り組むための具体的な指針となるものです。本町の住民が「町の豊かな環境を保全、創出」し、地域の誇りとして「次世代に継承していく」ために、「今、何をすべきなのか」、「何を変えていかなければならないのか」を本計画によって示していきます。

また、本計画は幅広い分野において展開される各種事業・施策を環境側面から、より望ましい方向へ誘導する役割を担います。

### 【計画の目的】

現在、環境を取り巻く状況は大きく変化しています。気候変動がもたらす影響は深刻さを増し、地球温暖化対策の重要性が増していくなか、国は、平成 27(2015)年のパリ協定を踏まえ、令和 32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルや脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。また、海洋汚染において最も問題視されているマイクロプラスチック問題や食品ロス問題など地球規模で環境問題に対する国際的な取組が進められています。世界や国が非常に高い目標を掲げて進むなか、私たち一人ひとりも、今まで以上に、環境を保全する意識を持って行動することが求められます。

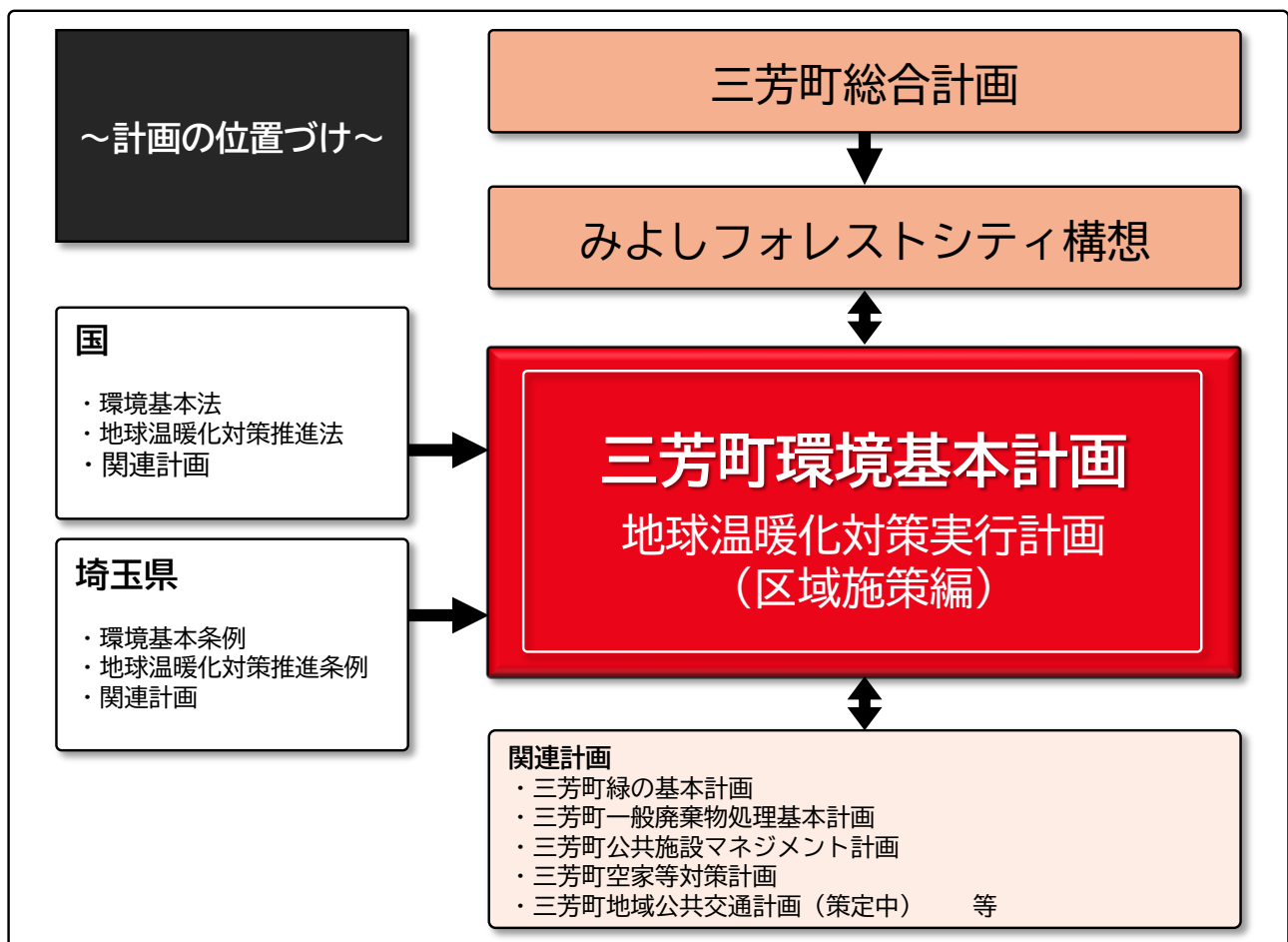
これらの状況を踏まえ、令和6(2024)年度から新たな基本計画として実践するため、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を包括し、これからの時代に向けた望ましい環境像を実現すべく取組を推進します。本計画は、三芳町の環境特性、地域特性を踏まえた上で、今後の三芳町の環境に関して明確なビジョンを示し、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。



### 第3節 計画の位置付け

本計画は、環境施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本町の理想的な環境像の実現を目指すものです。住民、事業者、町の協働による、良好な環境の保全や復元、創出のため、住民、事業者、町にとっての長期的な目標及び実現のための具体的施策を示し、施策推進の方向づけを行います。町の最上位計画である「三芳町総合計画」の環境分野における計画として位置づけるとともに、関連計画との連携、調整を取りつつ、現行計画や地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の温室効果ガス排出量削減目標に合わせ令和32(2050)年を目標年度として策定します。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(以下「地球温暖化対策推進法」という。)第21条第4項の規定に基づき策定する「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を本計画に一体化した計画として位置づけます。



## 第4節 計画の策定体制

### 1 三芳町環境衛生対策審議会

三芳町環境衛生対策審議会は、町の環境保全に関する基本的事項について審議するため、三芳町環境衛生対策審議会条例に基づき設置された組織です。委員は、学識経験者、住民代表、関係行政機関の職員で構成されています。

本計画の策定にあたっては、町長からの諮問を受け、審議を経て答申を行いました。

### 2 三芳町環境基本計画等庁内推進会議

三芳町環境基本計画等庁内推進会議は、町における快適で良好な環境の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、三芳町環境基本計画等の施策について検討及び進行管理を行うため、三芳町環境基本計画等庁内推進会議設置要綱に基づき設置されています。

庁内の横断的な組織として関係各課の課長職により構成されており、本計画の策定について庁内の連携・調整をはじめ、各種検討を行いました。

### 3 住民等アンケート調査

令和5(2023)年7月～8月に、住民2,000人、町内事業所200社、町内小・中学生284人を対象に、環境への取組や、町、住民との協働の可能性などについてのアンケート調査を実施しました。回答状況は下表のとおりです。

◎調査票の回収数

対象	配布数	回収数	回収率
住民	2,000件	844件	42.2%
小学生	149件	136件	91.3%
中学生	135件	126件	93.3%
事業所	200件	64件	32.0%

## ～第2章～

### 三芳町の環境特性

第1節 / 本町の概要

第2節 / 本町の環境



## 第2章 三芳町の環境特性

### 第1節 本町の概要

#### 1 本町の地域特性

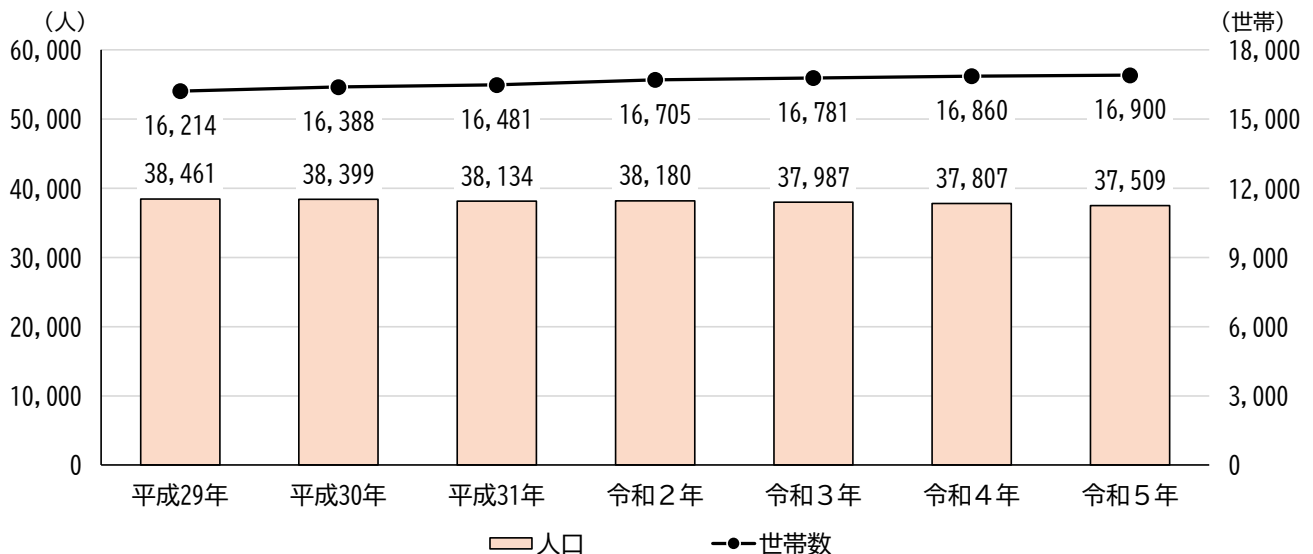
本町は、埼玉県入間郡の南部、武蔵野台地の北東部にあたり、東経139度31分、北緯35度49分、海拔11～50mの範囲にあり、都心から30キロメートル内に位置します。

面積は15.33平方キロメートルで、その形状は東西6.9キロメートル、南北4.2キロメートルにわたり、西から東へとゆるやかに下る勾配をもつ、関東ローム層におおわれたおおむね平坦な台地です。河川は東南端を流れる柳瀬川のみで、柳瀬川に臨む台地の崖下に湧水が山下水(こどもの川)となって流れています。東に志木市・富士見市、南東に新座市、南西に所沢市、北にふじみ野市・川越市と隣接しています。

本町は太平洋岸気候区に属し、冬は北西の季節風が強く、湿度の低い晴天の日が続きます。4月から5月ごろの晩霜が、農作物に被害をもたらすこともあります。夏はかなり高温で湿度も高く、しばしば雷雨があります。年間平均気温は14.3度、降雨量は約1,500ミリメートルです。

#### 2 本町の人口

本町の人口は、令和5(2023)年10月1日現在で37,509人、世帯数は16,900世帯となっています。人口は、平成29(2017)年以降、緩やかに減少が続いており、少子高齢化の進行、社会情勢の変化による核家族や単身世帯の増加が要因と考えられます。



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

### 3 土地利用状況

地目別面積では、畑、山林は減少傾向にあり、宅地、雑種地は増加傾向がみられます。

畑は、平成30(2018)年では566.7haでしたが、令和4(2022)年では555.6haと11.1ha減少しています。

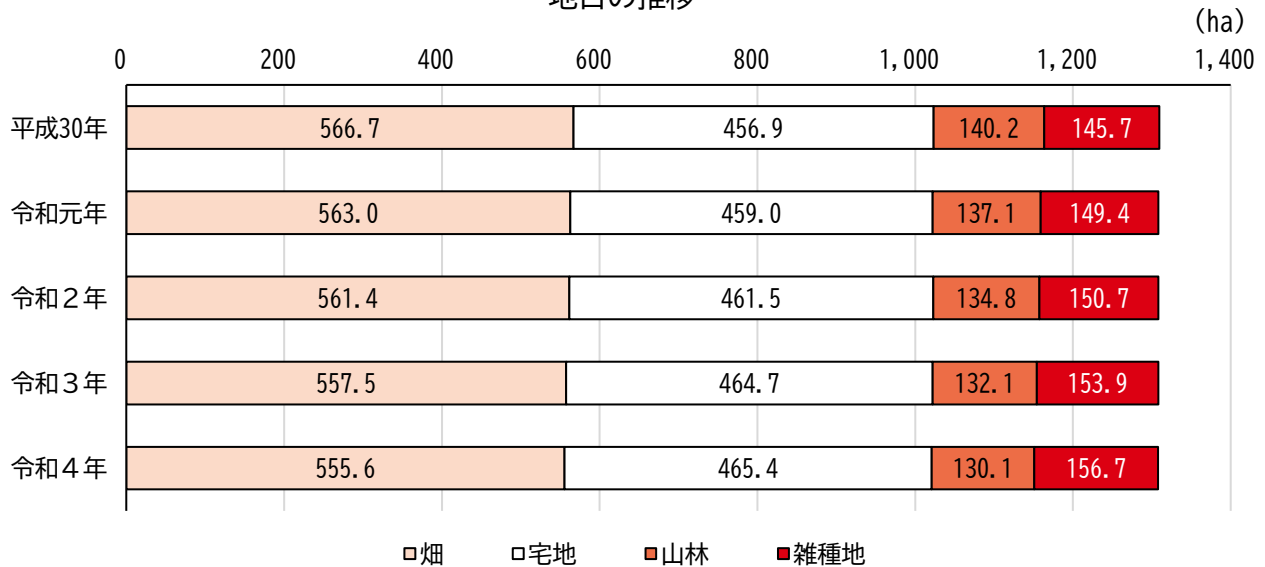
地目別の土地面積 (ha)

	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地
平成30年	0.0	566.7	456.9	0.0	140.2	0.0	0.0	145.7
令和元年	0.0	563.0	459.0	0.0	137.1	0.0	0.0	149.4
令和2年	0.0	561.4	461.5	0.0	134.8	0.0	0.0	150.7
令和3年	0.0	557.5	464.7	0.0	132.1	0.0	0.0	153.9
令和4年	0.0	555.6	465.4	0.0	130.1	0.0	0.0	156.7

※「雑種地」には、野球場、ゴルフ場等が含まれます。

資料：埼玉県統計年鑑(各年1月1日現在)

地目の推移

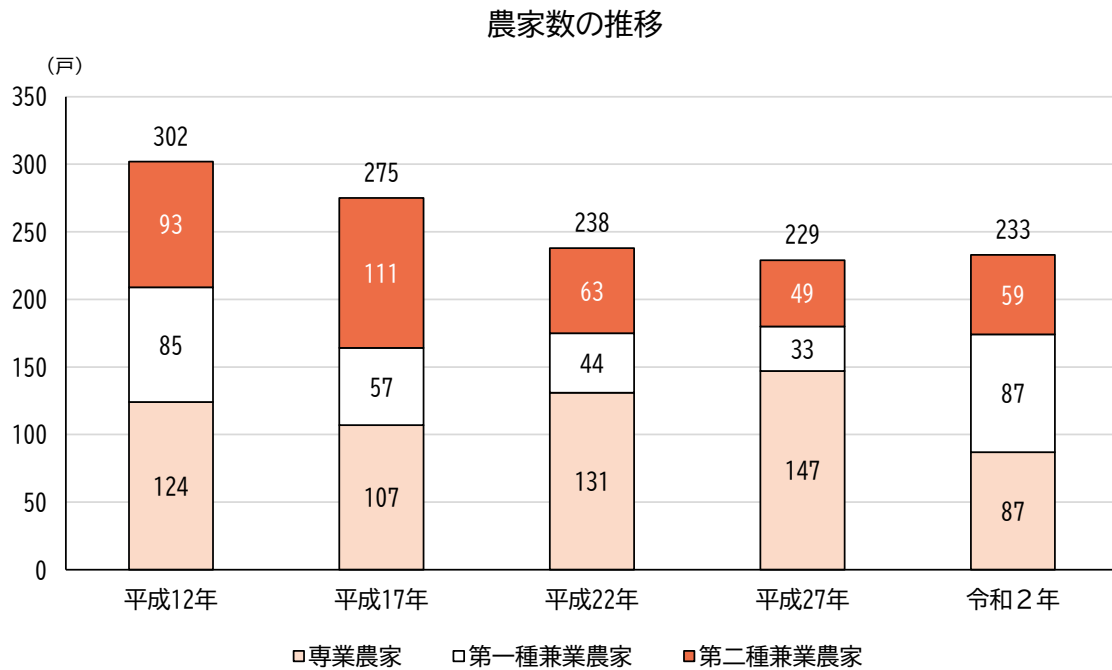


## 4 産業特性

### (1) 農業

総農家数は、平成12(2000)年以降減少傾向にありましたが、令和2(2020)年には平成27(2015)年に比べ4戸増加しています。

また、第一種兼業農家は平成12(2000)年以降減少傾向にありましたが、令和2(2020)年には平成27(2015)年に比べ54戸増加しています。



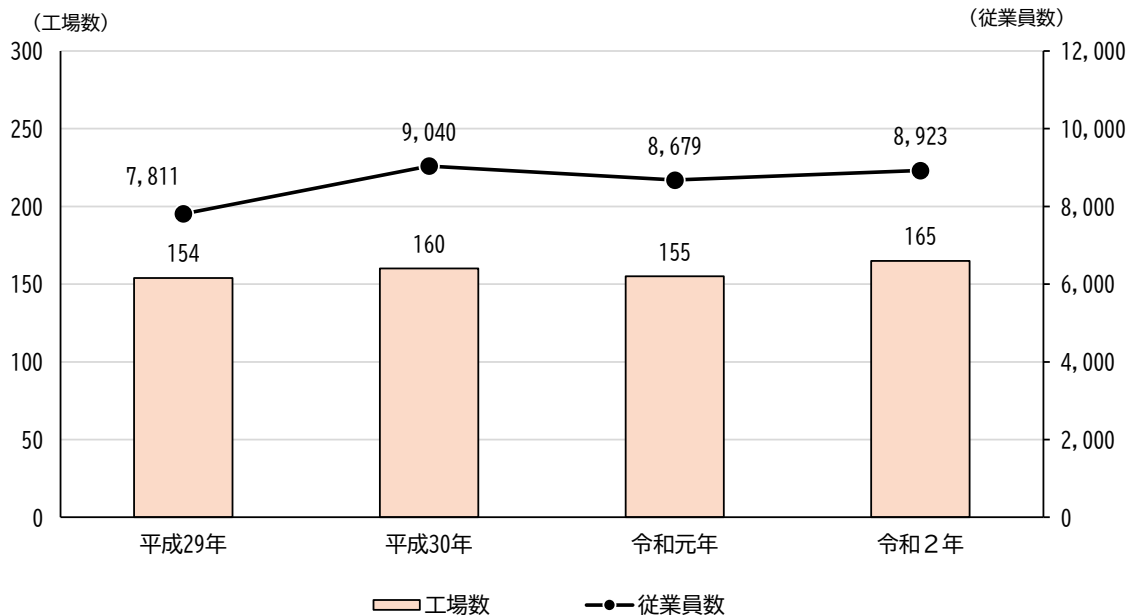
## 第2章 三芳町の環境特性

### (2) 工業

工場数は、平成 29(2017)年以降増減を繰り返しており、平成 29(2017)年に比べ令和 2 (2020)年では 11 事業所増加しています。

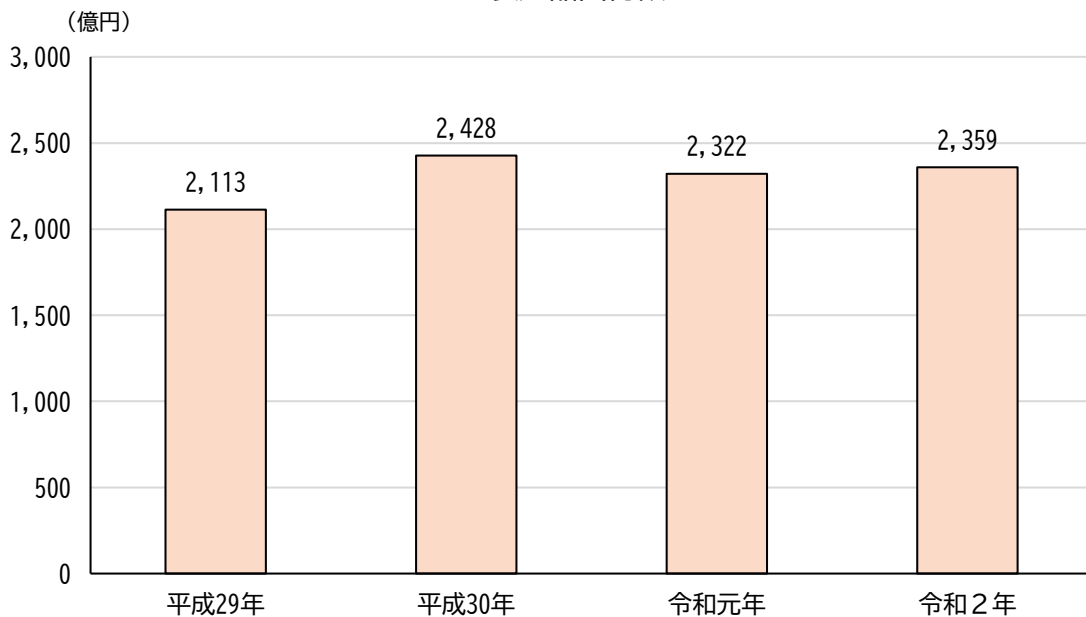
また、令和 2 (2020)年の製造品出荷額は、約 2,359 億円となっています。

#### 工場数及び従業員数



資料：工業統計調査

#### 製造品出荷額



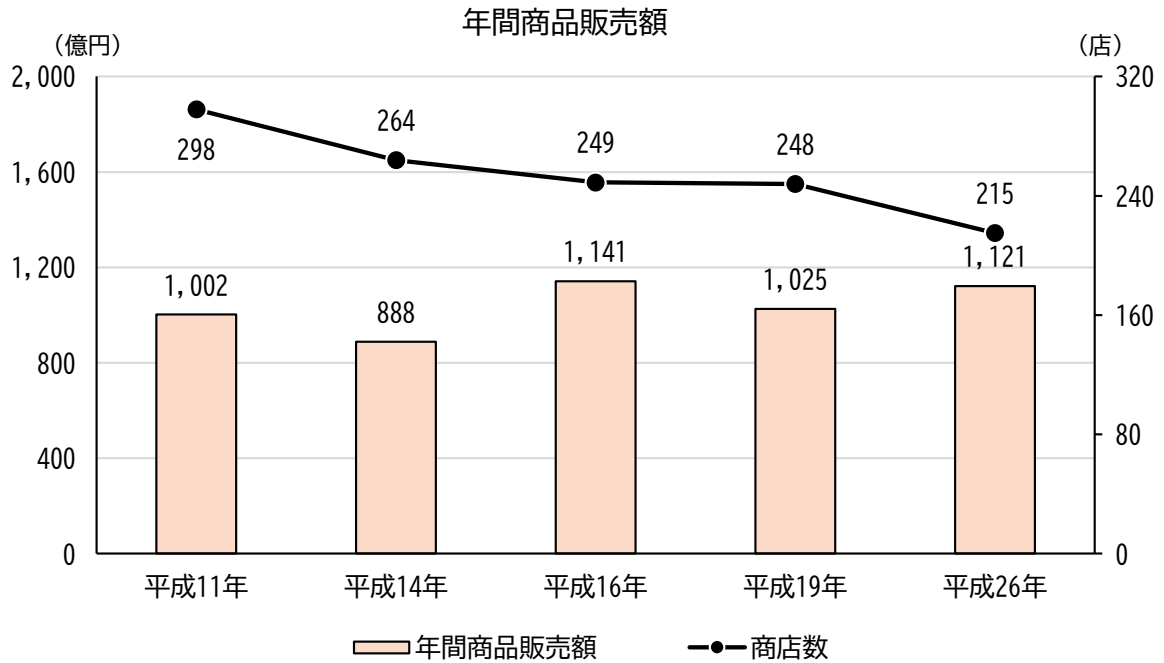
資料：工業統計調査



(3) 商業

年間商品販売額は、増減を繰り返しており平成26(2014)年は平成11(1999)年に比べ増加し、約1,121億円となっています。

また、商店数は減少傾向にあり、平成26(2014)年は平成11(1999)年に比べ84店舗減少しています。



資料：商業統計調査

## 第2節 本町の環境

### 1 主要河川の水質

過去3年間における三芳町を貫流する荒川右岸流域下水道砂川堀雨水幹線など、三芳町境に流れる河川の水質状況は、河川の汚れの指標であるpH(Potential Hydrogen：水素イオン)、BOD(biochemical oxygen demand：生物化学的酸素要求量)、SS(Suspended solid：浮遊物質)について対象のうち、環境基準が適用される柳瀬川については、環境基準を大きく下回っており、良好な状態といえます。

※環境基準が適用されるのは柳瀬川のみのため、その他の河川等については、参考として接続先の河川(新河岸川及び柳瀬川C類型)の基準と比較して分析しています。

pH(水素イオン)調査結果 (ph)

	砂川堀雨水幹線 (上流)所沢市境	砂川堀雨水幹線 (下流)ふじみ野境	富士見江川 富士見市境	唐沢堀 富士見市境	山下用水 富士見市境	柳瀬川 志木大橋付近
令和2年	6.9	7.1	6.6	7.1	7.2	7.0
令和3年	7.5	7.6	7.1	7.5	7.6	7.1
令和4年	7.9	7.5	6.6	7.3	7.4	7.2

BOD(生物化学的酸素要求量)調査結果 (mg/l)

	砂川堀雨水幹線 (上流)所沢市境	砂川堀雨水幹線 (下流)ふじみ野境	富士見江川 富士見市境	唐沢堀 富士見市境	山下用水 富士見市境	柳瀬川 志木大橋付近
令和2年	4.3	6.0	0.7	4.3	1.1	3.7
令和3年	4.0	5.9	5.7	6.3	1.5	2.4
令和4年	2.6	7.0	0.8	2.0	1.8	1.6

SS(浮遊物質)調査結果 (mg/l)

	砂川堀雨水幹線 (上流)所沢市境	砂川堀雨水幹線 (下流)ふじみ野境	富士見江川 富士見市境	唐沢堀 富士見市境	山下用水 富士見市境	柳瀬川 志木大橋付近
令和2年	5	4	1	3	2	4
令和3年	3	3	3	3	1	5
令和4年	5	6	1	4	1	2

資料：三芳町環境調査報告書

環境基準

調査地点	流入先	環境基準	基準値
砂川掘雨水幹線 (上流)所沢市境	新河岸川	生活環境の保全に関する環境基準河川C型 (S46.12.28 環告 59H15.11.5 環告 123 改正)	pH 6.5~8.5 BOD 5mg/ℓ以下 SS 50mg/ℓ以下
砂川掘雨水幹線 (下流)ふじみ野境			
富士見江川 富士見市境			
唐沢堀 富士見市境			
山下用水 富士見市境	柳瀬川		
柳瀬川 志木大橋付近			

資料：三芳町環境調査報告書

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 2 大気の状態

本町の大気測定地点における大気汚染物質は、ダイオキシン類、二酸化窒素濃度ともに環境基準を下回っています。

ダイオキシン類測定調査結果 (pg TEQ/m<sup>3</sup>)

時期	上富第一区 ゲートボール場		役場車庫棟屋上		保健センター屋上		竹間沢公民館	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
令和2年	0.0130	0.0190	0.0130	0.0250	0.0170	0.0140	0.0160	0.0120
令和3年	0.0088	0.0250	0.0110	0.0280	0.0120	0.0170	0.0077	0.0150
令和4年	0.0100	0.0210	0.0110	0.0250	0.0120	0.0260	0.0110	0.0250

ダイオキシン類測定調査結果(年間平均) (pg TEQ/m<sup>3</sup>)

	上富第一区 ゲートボール場	役場車庫棟屋上	保健センター屋上	竹間沢公民館
令和2年	0.0160	0.0190	0.0160	0.0140
令和3年	0.0170	0.0200	0.0150	0.0110
令和4年	0.0160	0.0180	0.0190	0.0180

大気中の二酸化窒素濃度 (ppm)

	三芳町立 中央公民 館跡地	三芳町立 藤久保 公民館	竹間沢 区画整理 地内調整池	三芳町 農業 センター	三芳町立 竹間沢公 民館	上富三区 集会所	国道 254号線沿 (上り)	三芳 PA下り 入口
令和2年	0.014	0.010	0.019	0.010	0.011	0.012	0.016	0.012
令和3年	0.015	0.010	0.019	0.012	0.010	0.014	0.017	0.013
令和4年	0.012	0.009	0.017	0.010	0.009	0.011	0.015	0.012

### 環境基準

二酸化窒素に係る環境基準について (S53. 7.11 環告 38)	1時間値の1日平均が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン 内又はそれ以下であること。
---------------------------------------	---

資料：三芳町環境調査報告書

# ～第3章～

## 計画の基本的な考え方

第1節 / 計画の基本理念

第2節 / 計画の基本目標

第3節 / 施策の体系



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画の基本理念

環境は長い歳月をかけて育むべきものであり、より良い環境の保全と回復に向けた取組を長期的な視点を持って継続的に推進していく必要があります。また、地球沸騰化時代といわれる地球環境の変化などにより、これまで以上に持続可能な社会づくりが求められています。

このことから、本計画では、前計画の基本的な理念を踏襲しつつ、社会情勢の変化を捉え、理念について次のとおりとします。

#### ● 快適で良好な環境の保全・回復・継承

本町は、都心から30km圏内にありながら、武蔵野の面影を持つ平地林が多く残り、みどり豊かな立地となっています。また、通勤・通学の利便性から、昼夜間人口比率がほぼ同一となっており、住みやすく、働きやすい住環境をもっています。

これらの良好な環境を保全しながら継承し、また、開発等で失われる自然環境を回復する施策が必要となっています。

#### ● 地球にやさしく持続可能なまちづくりに向けた循環型社会の推進

地球温暖化による気候変動をはじめ地球環境の変化は、生活環境に重大な影響を及ぼしています。地球環境の保全は、地域の特性を活かしつつ、一人ひとりが取り組めることから進めていかなければなりません。

開拓から320年余の歴史を持つ三富新田における武蔵野の落ち葉堆肥農法は、平地林からの落ち葉を堆肥にし、畑に入れ作物を育てていくもので、平地林等が育成・管理され景観や生物の多様性を育むシステムとして世界農業遺産に認定され、持続可能な循環型農業としてひとつのモデルとなっています。

物質やエネルギーを地域内で循環させる取組や脱炭素社会の実現に向けた取組を促進し、地球環境にやさしいまちづくりを目指していきます。

#### ● 協働から共創へ

これまで、「協働」のまちづくりの考えに基づき、町と地域住民により取組を進めてきました。

環境に関する取組は、地域環境にとどまらず地球環境を考えたものが必要になっています。これからは、地域住民だけでなく企業、教育機関など幅広い主体が、企画立案段階から参画し、町と共に地域を創っていく「共創」の理念のもと、様々な環境課題に対し取り組んでいく必要があります。

## 第2節 計画の基本目標

本計画では、「三芳町環境基本計画」の基本理念を実現するため、5つの基本目標を定め、それぞれについて施策を展開していきます。

- 基本目標1 誰もが暮らしやすいまち
- 基本目標2 環境を守り育てていくまち
- 基本目標3 循環型社会を目指し実現するまち
- 基本目標4 学びと共創を推進するまち
- 基本目標5 脱炭素社会実現に向けた取組を推進するまち

### 基本目標1 誰もが暮らしやすいまち

誰もが住みやすい住環境であるために、地域と調和のとれた町並みと子どもや若者、高齢者など、誰にとっても利用しやすいまちづくりを推進します。

### 基本目標2 環境を守り育てていくまち

平地林や農地による緑豊かな景観、郷土の文化などの町内に残る貴重な地域資源を適切に守っていくとともに、身近に感じることができるまちづくりを推進します。

### 基本目標3 循環型社会を目指し実現するまち

町内のごみの排出量抑制や、資源の再利用・再生利用の取組を推進し、資源の好循環に基づく持続可能な地域社会の構築による快適な暮らしの実現を目指します。

### 基本目標4 学びと共創を推進するまち

これからの三芳町をよりよい町にしていくため環境への学びを推進していき、住民・事業所・行政、町に関係するすべての人々と連携し、共に地域を創っていくことを目指します。

地球温暖化対策実行計画

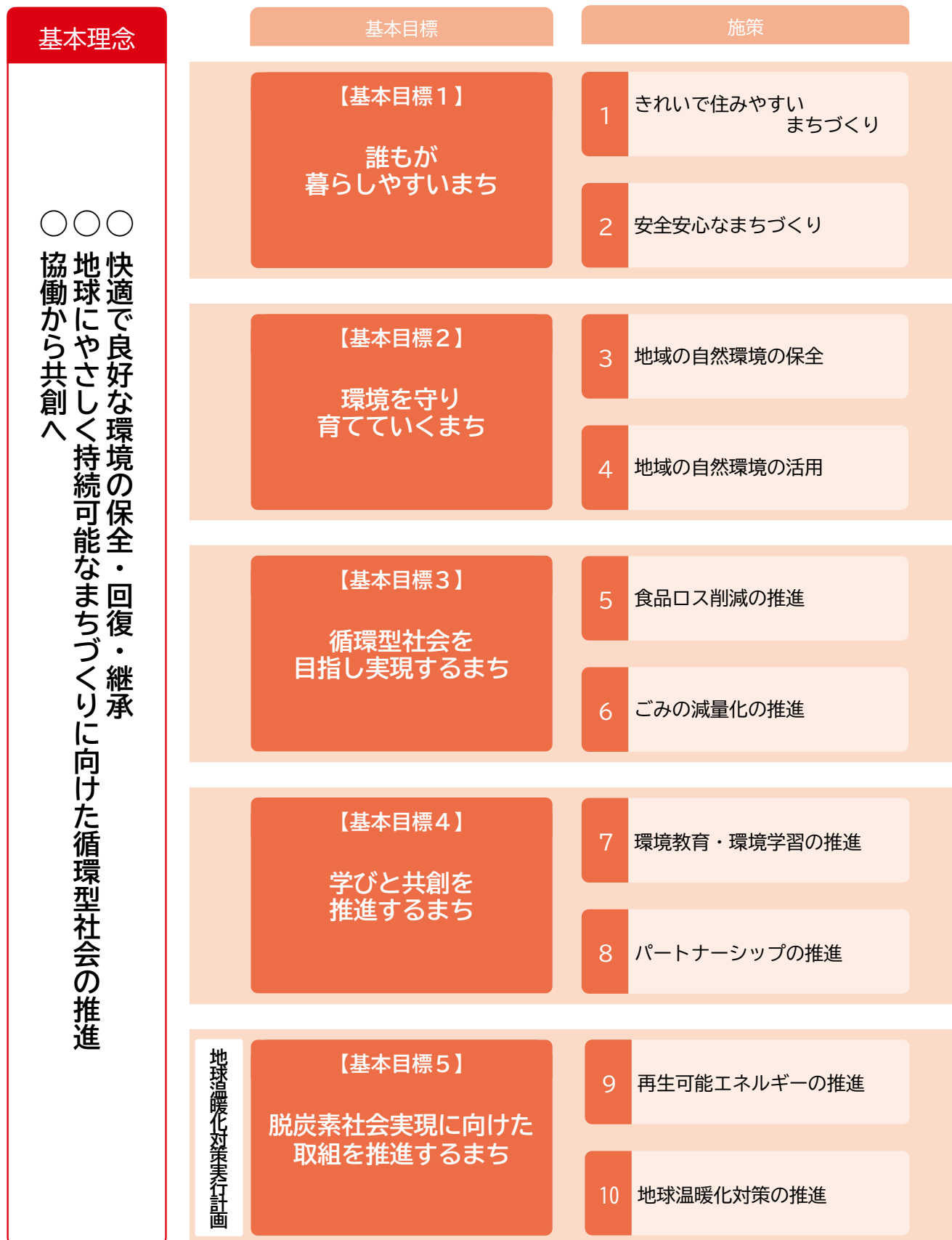
### 基本目標5 脱炭素社会実現に向けた取組を推進するまち

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、国や県との連携を図りながら、令和32(2050)年には二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとする脱炭素社会の実現を目指します。



## 第3節 施策の体系

本計画の施策の体系を以下に示します。



## 第3章 計画の基本的な考え方

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

# ～第4章～

## 施策の展開

基本目標1 / 誰もが暮らしやすいまち

基本目標2 / 環境を守り育てていくまち

基本目標3 / 循環型社会を目指し実現するまち

基本目標4 / 学びと共創を推進するまち

基本目標5 / 脱炭素社会実現に向けた取組を推進するまち



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 誰もが暮らしやすいまち

【関連するSDGsの目標】



#### 施策1 きれいで住みやすいまちづくり

##### 施策の 考え方

本町の町内に住む方々誰もが住みやすい環境になるよう、不法投棄防止の啓発などを通じて、きれいで快適な町の環境づくりに努めます。

##### 現状と課題

住民アンケート調査結果では、地域の環境で改善すべき、また取り組むべき環境の課題について、「空き缶、吸い殻などのポイ捨て」や、「ごみの不法投棄の問題」といった回答が多く、住民の生活環境への意識関心が高くなっています。

また、事業所アンケート調査結果では、近年の環境問題として関心のある項目については、「ごみ問題」といった回答が最も多くなっています。

住みやすい環境をつくるために、本町においては不法投棄防止看板の貸与、集積所不法投棄の回収等を実施していますが、今後も継続して町の美化に努める必要があります。

## 第4章 施策の展開

### 町の取組

#### ▶ 不法投棄対策

ごみの不法投棄防止看板の貸与や集積所への不法投棄物の回収などの対策を引き続き行います。

また、関係機関と連携したパトロールの実施を継続するとともに、ごみの不法投棄を抑制するための環境づくりを進めます。

#### ▶ 環境美化の推進

主に行政連絡区単位で行われている「まちかど花いっぱい運動」等の環境美化活動を、住民、行政、企業、各種団体等と協働により推進し、きれいなまちづくりを進めます。

また、住宅敷地内緑化を進めるため苗木の配布を行い、緑を身近に感じられる環境づくりを進めます。

#### ▶ 街並みの景観保全

上記の「まちかど花いっぱい運動」等による花や緑あふれる景観づくりとともに、近年課題となっている空き家や管理不全な建築物等の適正管理が行われるよう取り組み、街並みの景観を保全し住みやすい環境づくりを進めます。

### 住民・事業所のできること

#### ▶ 地域の美化活動への参加

#### ▶ ごみを捨てる際にルールを守る

#### ▶ 不法投棄の禁止

#### ▶ 近隣への日常生活騒音などの配慮

#### ▶ 敷地内の緑化や庭木、花壇の維持によるまちの景観への協力

## 施策2 安全安心なまちづくり

### 施策の 考え方

本町で生活する方々が安全・安心な暮らしを送るために、大気や水質の汚染、騒音・振動・悪臭等の公害への対策の推進に努めます。

### 現状と課題

本町の大気測定地点における大気汚染物質は、ダイオキシン類、二酸化窒素濃度ともに環境基準を下回っています。また、本町を貫流する荒川右岸流域下水道砂川堀雨水幹線など、河川の水質状況は、環境基準が適用される柳瀬川において、環境基準を大きく下回っており良好な状態です。

住民アンケート調査結果では、将来の本町がどのようなまちになったらよいと思うかについて「自然の緑や水辺が大切に守られるまち」、「ごみが少なくきれいなまち」、「公園の緑や街路樹が豊富なまち」といった回答が多くあげられた一方で、「大気汚染や水質汚染のないまち」、「道路や下水道などが整備されるまち」と回答した方も少なくありませんでした。

未来の本町が、より安全安心な暮らしやすいまちとなるよう、引き続き水質調査や大気調査といった環境調査を実施し、水質や大気の現状を正確に測り、公害の防止に努める必要があります。

### 町の取組

#### ▶ 環境調査の実施

住民が安心して暮らせるよう、大気、水質、土壌、騒音等の環境調査を定期的かつ継続的に実施することにより町内の環境状態を的確に把握するとともに、その結果を公表し環境意識啓発に努めます。

#### ▶ 防犯・防災対策の推進

青色防犯パトロール隊や地域の自主防犯・防災活動を支援するとともに、東入間警察署等の関係機関と連携した防犯・防災対策を進め、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

#### ▶ 交通安全対策

安全安心な交通環境実現のため、交通量、道路幅員など道路状況に応じた適切な交通安全施設の整備を進めます。道路照明灯や防犯灯、街路灯の整備に当たっては環境に配慮したLED使用設備の導入に努めます。

また、関係機関と連携し、体験型や実践型の交通安全教育を実施するとともに、自転車の安全利用について小学生、高齢者等を対象とした啓発活動を実施します。

## 第4章 施策の展開

### 住民・事業所のできること

- 違法なごみの野外焼却禁止
- 有害化学物質を使用・貯蔵する際の排出抑制や適正管理の遵守
- 廃食用油や食べ残しなどを流さない
- 生活排水の削減
- 関係法令を遵守し、事業所などから排出される大気汚染物質などの適正処理

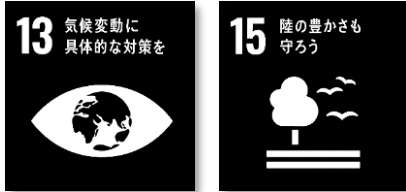


環境調査(河川水質調査)の様子



## 基本目標2 環境を守り育てていくまち

【関連するSDGsの目標】



### 施策3 地域の自然環境の保全

#### 施策の考え方

誰もが暮らしやすいまちとするためには、都市機能の充実が重要であり、自然と都市が調和したまちづくりを行っていく必要があります。そのため、自然と調和しながら都市としての良好な環境づくりに努めます。

#### 現状と課題

住民アンケート調査結果では、地域の環境で改善すべき、また取り組むべき環境の課題について「空き缶、吸いがらなどのポイ捨て」や、「ごみの不法投棄の問題」といった回答が多くあげられた一方で、「樹木や緑の減少」、「野鳥や昆虫など身近な生き物の減少」、「川や水路の汚れ」と回答した方も少なくありませんでした。

自然環境への課題が一定数あげられていることから、樹木の維持管理や特定外来生物による生態系等に係る被害の防止など、自然環境の保全に取り組む必要があります。

#### 町の取組

##### ▶ 歴史ある自然環境の維持・保全

世界農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」を支える雑木林をはじめとした歴史ある自然環境の維持・保全のため、カシノナガキクイムシ等の病害虫対策を実施するとともに、外観診断等の実施により保存樹木の状況を把握し所有者に対し適正な管理を促していきます。

##### ▶ 雑木林の再生

町内の雑木林は、社会情勢の変化により高齢化・高木化が進んでいることから、所有者の理解と協力を求められるよう努め、面的な伐採による雑木林の再生に取り組んでいきます。

##### ▶ 特定外来生物による生態系等への被害防止

埼玉県アライグマ防除計画に基づくアライグマの捕獲等を継続するとともに、特定外来生物に関する情報を周知啓発し、生態系保全のための効果的な防除策を検討します。

## 第4章 施策の展開

### 住民・事業所のできること

- ▶ 身近な動植物に関心を持つとともに、希少生物の捕獲、採取の禁止
- ▶ ペットの適正な管理、外来生物の持込禁止
- ▶ 事業活動を行う際には、地域の動植物への影響を考慮した事業の実施
- ▶ 化学肥料や農薬の使用を減らした環境にやさしい農業の展開
- ▶ 所有する林地などの、間伐等による適切な管理



## 施策4 地域の自然環境の活用

### 施策の 考え方

本町の自然環境を保全するだけでなく、地域の自然環境を活用し、本町に在住する人々が自然と触れ合い、地域の自然環境について学べるように努めます。

### 現状と課題

本町は、武蔵野の平地林や三富新田に代表される田園風景が広がる自然豊かな地域であり、豊富な緑に囲まれた地域です。自然と触れ合うことで、心身のリラックス効果や、地域の自然環境について学ぶことができます。

本町では、落ち葉掃き体験や藍染め体験などの体験講座、昔ながらの環境や自然を利用した事業なども行っています。

私たちに安らぎを与えてくれる歴史・文化的環境を良好な状態で保全し、今後も活用していくため、環境整備や情報発信に努める必要があります。

### 町の取組

#### ▶ 自然体験機会の充実

様々な世代に対し、落ち葉掃き体験など自然に親しめる機会をボランティア団体等との協働を含め提供し、自然に対する興味や関心を持ち、それを大切にすることを育てます。

#### ▶ 身近な緑地の活用

県の緑のトラスト保全第14号地に指定され一般公開されている藤久保の平地林を中心に、ボランティア団体と連携した学習プログラムや各種イベントなどを実施し、より身近に自然を感じられるよう良好な環境の緑地を活用していきます。

#### ▶ ボランティア活動の拡大と担い手確保

自然体験教室等を実施するボランティア団体への支援を継続するとともに、ボランティアの活動を広く周知することで、活動の拡大と担い手確保を図ります。

### 住民・事業所のできることに

- ▶ 自然を楽しむ際のマナー遵守
- ▶ 公園や緑地などのマナーを守った正しい利用
- ▶ 自然観察会や生物調査等への積極的な参加、自然との正しいつきあい方の学習
- ▶ 身近な自然環境に関心を持ち、自然環境に関する情報収集や理解の促進
- ▶ 森林環境学習イベント等への積極的な参加

## 基本目標3 循環型社会を目指し実現するまち

【関連するSDGsの目標】



### 施策5 食品ロス削減の推進

#### 施策の 考え方

食品ロスによる環境負荷や資源の無駄使いなどの問題を防ぐため、不要な食品廃棄への対策の普及・啓発に努めます。

#### 現状と課題

本町では、令和3(2021)年から食品ロスの削減及び生活困窮者などへの支援を図るため、「埼玉県県下一斉フードドライブキャンペーン」に参加、フードドライブを実施し食品ロスの削減に努めています。

住民アンケート調査結果では、「食品ロス」問題について関心があるかについて「非常に関心がある」、「関心がある」といった回答が多くあげられた一方で、「あまり関心がない」と回答した方も少なくありません。

本町の食品ロスを減らすために、一人一人の食品ロスへの興味関心を深めるとともに、食品ロス削減方法の普及・啓発に努める必要があります。

## 町の取組

## ▶ フードドライブの開催

県下一斉フードドライブキャンペーンへの参加を継続するとともに、全町的な取組みとなるよう企業等と連携し、フードドライブへの理解促進と参加者の拡大を図ります。

## ▶ 食品ロス削減の普及啓発

食品ロスについての解説や身近なところから始められる食品ロス削減への取り組みなどを紹介しその普及を図るとともに、食料品を取り扱う事業者への周知啓発を通じ、全町的な食品ロス削減に努めます。

## ▶ 防災備蓄品の有効活用

災害時等に備えた防災備蓄食料等について、定期的な更新時にフードバンクへの提供を行い、備蓄食料の有効活用と食品ロス削減を図ります。

## 住民・事業所のできることに

## ▶ 料理を残さず食べる

## ▶ 食材の適量購入と食べきれぬ量の調理

## ▶ 店内での食べきりの推奨・持ち帰りへの協力

## 施策6 ごみの減量化の推進

### 施策の 考え方

循環型社会の実現に向けて、限りある資源を効率的に利用し、循環させていくために、廃棄物の減量や再利用の促進に努めます。

### 現状と課題

現在、本町では一般廃棄物処理基本計画を策定し、「循環型社会」の形成に向けごみの減量化などの取組を進めています。

住民アンケート調査結果では、ごみ減量化を推進するにあたり、重要だと思う取り組みについて「買い物にはレジ袋の代わりに「マイバッグ」を持参」、「過剰包装を断る」、「ごみの分別排出の徹底」といった回答が6割以上と多くあげられた一方で「環境センターなど廃棄物処理施設の見学会」「生ごみ処理容器(コンポスト等)の利用」といった回答が2割以下と他の項目に比べ少なくなっています。

住民や事業者が、日々のごみを減らすために行える様々な情報を発信し、廃棄物の削減に取り組む必要があります。

### 町の取組

#### ▶ごみ量削減・再資源化の推進

事業系一般廃棄物について検査や指導を継続するとともに、家庭から排出されるごみの減量化に向けた取り組みについてその実施を図ります。

また、さらなる再資源化の推進のため、雑紙や容器包装プラスチックなどの資源の適正な分別排出について周知啓発を行うとともに、企業等と連携したリサイクル推進体制の構築を進めます。

#### ▶ごみ減量化等への意識啓発

分別への理解促進を図り、適正なごみの排出が行われるよう、ごみ分別マニュアルの作成配布やごみ分別アプリの配信を継続します。

また、家庭ごみ分別・削減等をテーマにした町職員による出前講座を開催し、限りある資源の大切さについて意識啓発を図り、一層の理解促進に努めます。

住民・事業所のできること

- 過剰包装を断る
- 詰替え商品や長期間使用できる商品、リサイクル商品などの購入
- 家庭から出るごみの分別徹底
- 買い物の際にマイバックを持参
- 衣服や家具などの再利用
- 生ごみ処理容器(コンポスト等)の利用

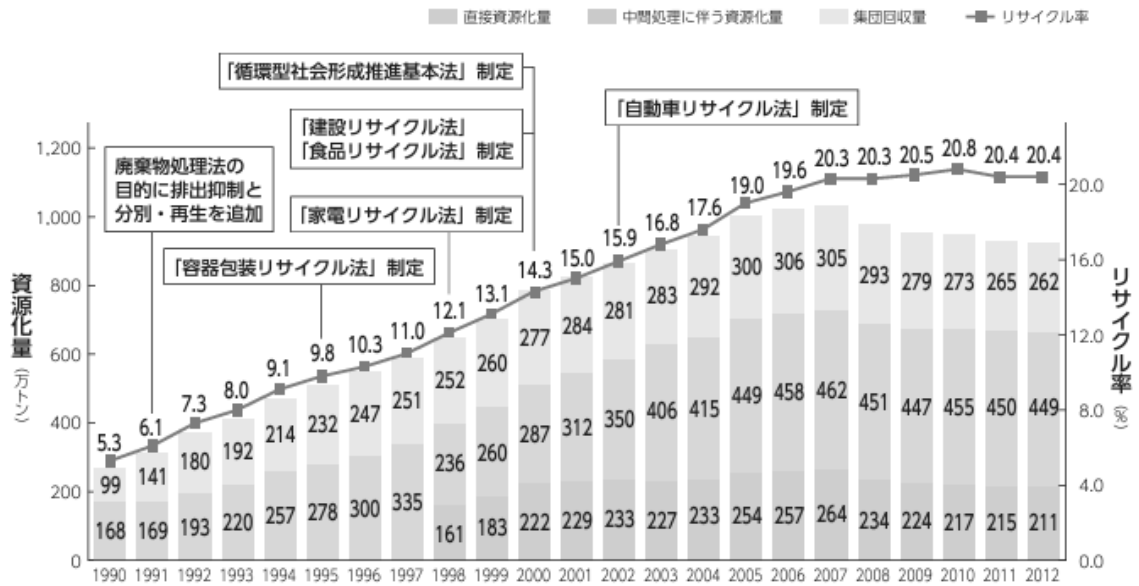


トピックス 一般廃棄物の資源化量とリサイクル率

□ 一般廃棄物の資源化量とリサイクル率

1990年代以降、各種リサイクル法や循環基本法等の法制度を整備し、一般廃棄物の再生利用を着実に進展させてきました。

■ 資源化量とリサイクル率の推移



出典：「日本の廃棄物処理」(各年度版) 環境省より作成

出典：環境省

## 基本目標4 学びと共創を推進するまち

【関連するSDGsの目標】



### 施策7 環境教育・環境学習の推進

#### 施策の 考え方

将来の本町をより良くしていくために、本町の将来を担う子どもたちや、本町に住む方たちに環境への理解促進に努めます。

#### 現状と課題

よりよい環境を将来へ引き継いでいくには環境教育・環境学習の推進、次世代の担い手である子どもたちに環境に対する正しい知識をもってもらい、積極的に環境保全活動に取り組んでもらう必要があります。本町では、将来地域の担い手となる小・中学生が、本町の良好な環境を保全するための行動ができる力を育むことを目的に、みよし自然体験教室などの様々な環境教育や自然体験による学習を実施しているほか、住民、事業者の環境保全意識の向上を図るためSDGs講演会などの取組も実施しています。

本町の良好な環境をこれからも保全していくために、環境教育の一層の充実と一人一人の環境保全意識向上への意識啓発強化を図る必要があります。

#### 町の取組

##### ▶環境教育・環境学習の拡充

子どもから大人まで幅広い年代の環境意識の向上を図るため、自然体験教室、SDGs講演会、小学生を対象とした環境センターでの環境学習などの取り組みのほか、環境について学ぶことのできる機会を拡充します。

##### ▶環境教育・環境学習を実施する主体への支援

将来にわたり環境教育・環境学習などの活動を継続していくため、学校や地域において環境教育・環境学習を積極的に行うボランティア団体等に対し支援を行うとともに、ボランティアやリーダーとなる人材の確保と育成を図ります。



住民・事業所のできること

- 学校等における環境教育・環境学習への協力
- 環境学習講座への積極的な参加
- 家庭や地域における環境教育の実践
- 住民向けの環境学習講座の実施
- 社員等への環境教育の実施

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 施策8 パートナーシップの推進

### 施策の 考え方

本町をより良い環境にしていくため、住民・事業所・行政、本町に関係するすべての人々に対する環境配慮への意識を高め、共創による事業を推進できるよう取り組みます。

### 現状と課題

本町は、令和4(2022)年1月31日に、大東ガス株式会社、東京ガス株式会社と「カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定」を締結しカーボンニュートラルのまちづくりを目指していますが、事業所アンケート調査結果では、より良い環境づくりを推進していくために、事業所、住民、行政等が協働して、環境保全に係る各種活動を推進していくことについて思うことについては、3割以上の事業所が「参加してみたいがなかなか難しいと思う」と答えており、興味はあるが参加しづらい現状となっています。

本町の環境をより良くしていくためには、事業所、住民、行政の連携が必要であることから、事業所、住民、行政が連携して、環境保全に係る各種活動を行えるような環境づくりが必要です。

### 町の取組

#### ▶ 共創による施策展開

これまでの「協働のまちづくり」をさらに進化させ、より良い環境づくりという共通の目的のもと皆で取り組んでいくために、施策の企画立案段階から、住民、事業所、大学等の様々な人々の参画を図るための仕組みを検討・実施します。

#### ▶ 様々な主体との連携強化

環境に関する活動に携わる様々な主体(行政連絡区や自主防災組織などの地域、町内事業所、教育機関、ボランティア団体等)との連携を一層強化し、きめ細やかな活動となるよう努めます。

### 住民・事業所のできる事

- ▶ 環境に関するイベントへの参加
- ▶ 地域で行う環境保全活動への協力・参加
- ▶ 環境保全活動を担う人材の育成
- ▶ 環境に関するイベントへの協力

## 基本目標5 脱炭素社会実現に向けた取組を推進するまち

### 【関連するSDGsの目標】



### 施策9 再生可能エネルギーの推進

#### 施策の 考え方

脱炭素社会の実現に向けて、限りある資源の石油や石炭等の化石燃料に代わる再生可能なエネルギーの利用促進に努めます。

#### 現状と課題

住民アンケート調査結果では、日常生活においてエネルギーを大切に使うための行動や取組について、いつも行っている項目として「見ていないテレビや使っていない照明は消す」が多い一方で、「冷蔵庫は季節で温度調整をして使用している」、「遠くへでかける時は、公共交通機関を利用するようにしている」と回答した方が35.7%と他の項目に比べ少なくなっています。

再生可能エネルギーの推進に向け、次世代自動車、太陽光発電、蓄電池の導入など、日常生活におけるエネルギーに配慮した生活の周知・徹底に取り組む必要があります。

#### 町の取組

##### ➤再生可能エネルギーの利用促進

住宅用太陽光発電システム等の設置に対する補助を継続するとともに、その対象についてより効果的なメニューとなるよう検討します。

また、公共施設敷地内への太陽光発電システム等の設置を促進するとともに、施設の使用する電力について再生可能エネルギー調達の検討を進めます。

##### ➤再生可能エネルギーの周知啓発

太陽光、太陽熱、家庭用燃料電池、HEMS等の再生可能エネルギー利用について積極的にPRを行い、その利用を促進します。

住民・事業所のできること

- ▶ エコドライブの実施
- ▶ 次世代自転車などの購入
- ▶ 業務用車両でのエコドライブやアイドリングストップの実施
- ▶ 太陽光発電や蓄電池の導入、高断熱化などによる省エネルギー住宅への新改築を検討
- ▶ 事業活動から出る廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び分別の徹底



## トピックス COOL CHOICE 5つ星家電買換えキャンペーンとは

「COOL CHOICE 5つ星家電買換えキャンペーン」は、「統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電への買換え」や「LED照明への買換え交換」を呼びかける活動です。

「新しい生活様式」が求められる中で、家で過ごす時間が増え、世帯当たりのエネルギー消費量は増加傾向にあります。



### 省エネ！ お得！

おうち時間が増えて、  
上がる電気代をどうする？

おうち時間が増えて、家庭内でのエネルギー消費は増加傾向にあります。

「食費や光熱費が増えた」と感じている人は多いのではないのでしょうか。今使用している家電の見直しは、電気代節約の対策として効果的です。

冷蔵庫	平均使用年数 12.8年	10年間で 約40~47%UP
エアコン	平均使用年数 13.8年	10年間で 約17%UP
テレビ	平均使用年数 9.5年	9年間で 約42%UP

出典：（一財）家電製品協会「スマートライフおすすめ BOOK」2020年度版

出典：環境省

## 施策10 地球温暖化対策の推進

### 施策の 考え方

現在、環境を取り巻く状況は大きく変化しており、気候変動がもたらす影響は深刻さを増し、地球温暖化への対策の重要性が増しています。今後の良好な環境を保つため、本町においても地球温暖化への対策を図ります。

### 現状と課題

本町では、令和4(2022)年3月26日にゼロカーボンシティ宣言を行い、将来にわたり「安心・安全な暮らし」と、「みどり豊かなふるさと三芳町」を守るために、令和32(2050)年までに「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を実現することを目指しています。

また、住民アンケート調査結果では、今後、地球環境に関するどのような情報を知りたいかについて、約8割の方が「地球温暖化」と回答しており、住民の地球温暖化に関しての関心が高いことが伺えます。

本町においても地球温暖化への対策として、みよしフォレストシティ構想の推進や環境にやさしい事業所の普及などに取り組む必要があります。

また、移動手段を見直すだけで地球に優しい暮らしにつながることから、住民の方々に公共交通機関をより利用してもらえよう、公共交通機関の改善に取り組む必要があります。

### 町の取組

#### ▶ 温室効果ガス排出量の抑制

移動による温室効果ガス排出を抑制するため、次世代自動車購入に対する補助を継続するとともに、シェアサイクルの導入を図ります。省エネルギー等、住民に向けた地球温暖化対策についての周知啓発を行い、意識向上を図ります。

また、公用車の更新時に積極的に次世代自動車の導入を図るとともに、公共施設照明のLED化を進めます。

#### ▶ 公共交通の整備

地域公共交通計画の策定を通じて地域性や年代別の特性を把握し、既存バスの利用促進とともに新たな公共交通システムや補助事業の構築に取り組み、移動利便性の向上を図ります。

住民・事業所のできるこ

- ▶ 徒歩、自転車、公共交通機関による移動
- ▶ 日常生活における電気、ガス、灯油などのエネルギーの節約
- ▶ 省エネルギー性能の高い家電製品への買換え
- ▶ 事業活動における省エネ・温室効果ガスの排出抑制
- ▶ 省エネ技術や製品、サービスの開発や提供



トピックス 省エネ家電に変えた場合

省エネ家電に買換えるとこんなに お得！ しかも 省エネ！！

例えば冷蔵庫の平均使用年数は12.8年ですが、省エネ性能はこの10年間で約40～47% 向上しています。家電製品の買換えで電気代を抑えることができます。この機会にお使いの家電製品の買換えを検討してみたいかがでしょうか。

(参考：(一財)家電製品協会 「スマートライフおすすめBOOK」2020年度版)

1年間あたりの電気代はこんなにおトクに!!

使い方を工夫してさらにおトクに!!

\*\*\*\*\*  
5つ星推奨

**エアコン**

約**17%** 10年前と比べて **省エネ** 年間電気代 **おトク!** 約 **4,510** 円

※定格冷暖房兼用・壁掛け形・冷房能力2.8kWクラス 10年前の平均と最新型の省エネタイプ(多段階評価★4以上)の比較

●室内の空気を「清浄」する機能「換気」や「気流制御」の機能

最新機能

PM2.5 ホコリ カビ 花粉 アレル物質 菌・ウイルス 臭気 気流制御 除湿・加湿・快眠 窓の隙

- ⇒ 扇風機を上手に使うて空気を循環させよう
- ⇒ 2週間に1度は、フィルターの掃除をしよう
- ⇒ 室外機の吹出口に物を置くと、冷暖房の効果が下がります
- ⇒ タイマーを上手に使うてムダを防ごう
- ⇒ 風向きを上手に調整しよう  
風向き板は、暖房では下向き、冷房では水平に

\*\*\*\*\*  
星4.0以上推奨

**冷蔵庫**

約**40%**~**47%** 10年前と比べて **省エネ** 年間電気代 **おトク!** 約 **1,840~6,910** 円

※定格内容積 40L~450L、10年前の平均値と最新型の比較

選ぶ方

大きさや使いやすさを考慮して選ぶ! 世帯人数や買い置きを考慮し容量を決めましょう。例えば3人なら430L~480L、4人なら500L~550Lが最適と言われています。

- ⇒ 冷蔵室は隙間を空けて奥が見える程度に食品を入れよう  
冷気の流れを妨げることなく庫内が均一に冷えるように詰め込み過ぎないことが、省エネのコツです。
- ⇒ 引き出し式冷凍室は隙間なく食品を入れよう  
食品同士が保冷し合うので、ドアを開け閉めしたときの温度上昇を抑えることができます。
- ⇒ 周囲には適度な隙間を確保  
ほとんど隙間がない状態で設置されると放熱しにくく電気代ムダになります。  
※設置につきましては各製品カタログをご覧ください

\*\*\*\*\*  
星4.0以上推奨

**照明器具**

約**86%** 10年前と比べて **省エネ** 年間電気代 **おトク!** 約 **2,510** 円

白熱電球 → 電球形LEDランプ

約**50%** 10年前と比べて **省エネ** 年間電気代 **おトク!** 約 **1,840** 円

蛍光灯シーリング → LEDシーリング

※年間点灯時間2,000時間(1日5~6時間点灯した場合)

\*\*\*\*\*  
5つ星推奨

**テレビ**

約**42%** 9年前と比べて **省エネ** 年間電気代 **おトク!** 約 **1,600** 円

40V型液晶テレビ

※40V型液晶テレビ 2010年と2019年の単純平均値比較

\*\*\*\*\*  
星4.0以上推奨

**温水洗浄便座**

約**19%** 10年前と比べて **省エネ** 年間電気代 **おトク!** 約 **570** 円

温水洗浄便座

※瞬間式で節電機能を使用した場合の2009年と2019年の単純平均値比較

出典：環境省

# ～第5章～

## 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

第1節 / 基本的事項

第2節 / 排出量の推移

第3節 / 排出量の現状と算定結果

第4節 / 排出量比較

第5節 / 目標値の設定

第6節 / 排出量ゼロに向けた

令和32(2050)年までのロードマップ

第7節 / 温室効果ガス削減に向けた取組





## 第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

### 第1節 基本的事項

#### 1 地球温暖化のメカニズム

地球温暖化とは、地球を包んでいる大気中にある二酸化炭素やメタン、フロンなどの温室効果ガスが増えたことによって、地上の温度が上昇することです。

温室効果ガスは、太陽熱で温められた地表の熱を宇宙に逃がさないよう地球を覆っているガスのことです。もし仮に大気中に温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになります。そのため、温室効果ガスがないと地球が冷えてしまい、人間は生活できなくなってしまいます。一方、温室効果ガスが増えすぎてしまうと地球は温まりすぎてしまい、異常気象、海面上昇など地球環境に悪影響を与えてしまいます。このように温室効果ガスは、多すぎても少なすぎてもいけないですが、現在この温室効果ガスの増加による地球温暖化が問題となっています。

#### 2 地球温暖化の影響

温室効果ガスが増えつづけ、地球温暖化が進むと、様々な変化や影響が生じることが懸念されており、主に次の5つの影響があるといわれています。

第1に、気候の変化です。いままで寒かったところが寒くなくなり、暑かったところはさらに暑くなることが予想されています。氷がとけ、海が広がることで、雲ができるしくみや風の吹きかた等が変わり大雨や洪水、台風が増加し、反対に、雨や雪が少なくなる場所や、砂漠になる場所が増えるといわれています。

第2に、海水の増加による陸地の減少です。気温の上昇により、南極や北極、高い山などにある氷河が溶けて、海水が増加してしまう。海水が増加すると、海の水位が上がり、低い場所にある土地や小さな島などが海に沈んでしまう恐れがあります。

第3に、伝染病の増加です。気温が上がる場所が増えることによって、アフリカなどの暑い地域で発生していた伝染病にかかる人が増加する可能性があります。とくに、蚊に刺されることで高熱が出る「マラリア」などの病気が増える心配があります。

第4に、動物・植物の減少です。氷が溶けてしまうと、氷の上や冷たい海で暮らしていた動物たちが生きていけなくなってしまいます。また、陸が減り、森の木や花、動物たちの住む場所がなくなってしまう恐れがあります。

第5に、食料飢饉です。気候の変化により、雨が降らなくなる場所が増加し、台風や洪水が増えて田んぼや畑がダメになる可能性があります。その結果、米や野菜などの農作物が取れなくなってしまうことが考えられています。また、生態系も変化し、肉や魚などが少なくなることも考えられています。

このように、地球温暖化によって様々な影響が考えられています。そのため、こういった問題をどう解決していくかが重要となっていきます。

### 3 近年の温暖化への取組

#### ～世界の取組～

世界では、平成6(1994)年に気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「気候変動枠組条約」という。)を発効しました。気候変動枠組条約は、大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するため国際的な枠組みを定めた条約で温室効果ガスの排出や吸収の目録といった、温暖化対策の国別計画の策定等を締約国の義務としています。また、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することを目的とした、パリ協定が平成28(2016)年に発効されました。

#### ～日本の取組～

パリ協定の目的である、世界の平均気温の上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を継続することを達成するために、日本では、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする、すなわち、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが閣議決定されました。また、令和3(2021)年には、気候変動サミット等で、2050年カーボンニュートラルに向けて「温室効果ガスを令和12(2030)年までに平成25(2013)年度比で46%削減する」という、新たな目標を表明し、また、あらゆる分野ででき得る限りの取組を進めていく中で50%削減の高みにも挑戦していくと表明しました。

#### ～埼玉県の取組～

令和2(2020)年度から令和12(2030)年度を計画期間とする「地球温暖化対策実行計画(第2期)」を令和2(2020)年3月に定め、地球温暖化対策を推進しています。

地球温暖化の緩和策として、産業・業務その他部門では、温室効果ガス排出量を削減するための地球温暖化対策計画の作成・提出・公表の義務付けや、原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500kL以上の事業所に対し、県が事業所ごとにCO<sub>2</sub>の排出削減目標を設定し、達成を求める制度である目標設定型排出量取引制度の導入を行っています。

#### ～三芳町の取組～

本町では、平成22(2010)年度に地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「三芳町地球温暖化対策実行計画」を策定し、平成27(2015)年度には「第2期三芳町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に改定を行い、令和2(2020)年度からは「第3期三芳町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」として、事業所として温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。

令和4(2022)年3月には、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「三芳町ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、町全体で地球温暖化対策に取り組んでいます。

また、三富新田における「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が令和5(2023)年7月に世界農業遺産に認定され、持続可能な循環型社会のひとつのロールモデルとして物質やエネルギーを地域内で循環させる取組や脱炭素社会の実現に向けた取組を促進しています。

## 4 計画の位置付け及び策定方法

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）の第19条第2項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、二酸化炭素排出量の抑制等を行うための施策を定めます。

また、策定にあたっては「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）及び次のマニュアルに基づき策定しました。

### ■地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（令和5年3月環境省）

#### 【地方公共団体実行計画（区域施策編）の概要】

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、都道府県、政令指定都市、中核市、特例市において策定義務があり、その他の地方公共団体での策定は努力義務となっており、地球温暖化対策計画に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容を定めるとともに、温室効果ガスの排出量削減等を行うための施策に関する事項として、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、緑化推進、廃棄物等の発生抑制等循環型社会の形成等について定めるものです。

## 5 対象となる温室効果ガス

### （1）温室効果ガスについて

地球温暖化対策推進法において、対象とする温室効果ガスは、次の7種類の物質ですが、埼玉県環境科学国際センター提供のデータに基づき、下記の7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素」、「メタン」及び「一酸化二窒素」の3つを対象とします。

#### ■本計画で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など。
メタン (CH <sub>4</sub> )	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よくもえる。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(例えば二酸化窒素)などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
ハイドロフルオロカーボン (HFC <sub>s</sub> )	1,430 など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。
パーフルオロカーボン (PFC <sub>s</sub> )	7,390 など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
三フッ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※地球温暖化係数とは、温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。

ガスそれぞれの寿命の長さが異なることから、温室効果を見積もる期間の長さによってこの係数は変化します。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

（2）温室効果ガス排出の部門・分野

石油や石炭などから作られる電力や燃料などのエネルギーを消費したとき、二酸化炭素排出量が計上されます。このエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出は、次のように分類されます。

また、本計画におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスは、下記の排出源から算定されます。地球温暖化への影響はガスによって異なるため、比較が可能なように二酸化炭素排出量として計算されています。

■温室効果ガス排出量算出区分

項目	部門	細部門	概要
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> による排出			
	産業部門	農林業部門	農林業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		鉱業部門	鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		建設業部門	建設業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
		製造業部門	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出
	その他業務部門	その他業務部門	事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出
	家庭部門	家庭部門	家庭におけるエネルギー消費に伴う排出
	運輸部門	自動車部門	自動車におけるエネルギー消費に伴う排出
		鉄道部門	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガスによる排出			
			工業プロセス(セメント等)による排出(二酸化炭素)
			水田からの排出(メタン)
			一般廃棄物の焼却による排出(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)
			生活・商業排水処理からの排出(メタン、一酸化二窒素)

※運輸部門の自動車は、本町におけるすべての車両(産業部門や民生部門を含む)から発生する温室効果ガスの排出量となります。

## 第2節 排出量の推移

本町の区域から排出される温室効果ガス排出量の推移については、表のとおりです。

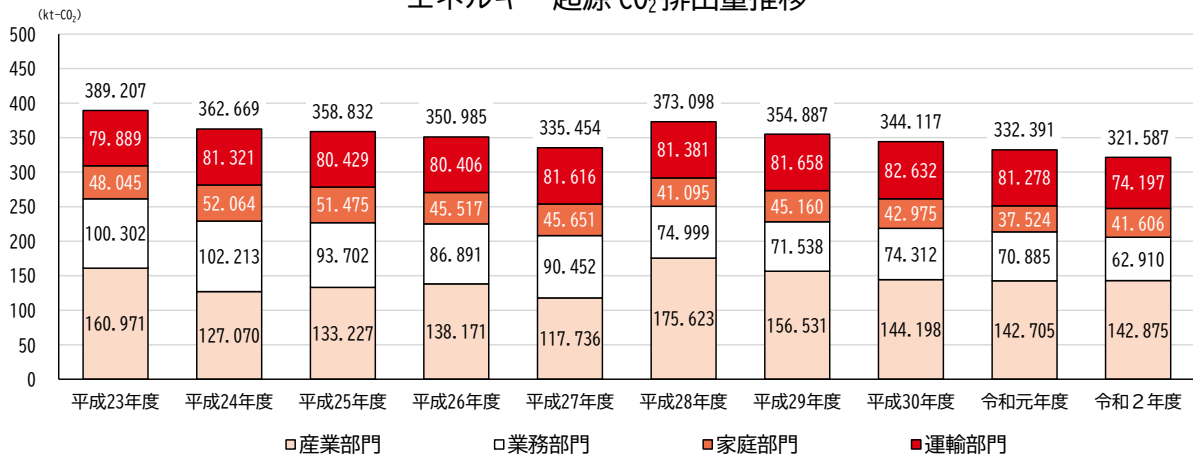
■三芳町の部門別温室効果ガス排出量の推移 (kt-CO<sub>2</sub>)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度
産業部門	160.971	127.070	133.227	138.171	117.736	175.623	156.531	144.198	142.705	142.875
農林水産業	2.305	2.979	3.888	5.896	6.414	7.295	6.259	5.919	6.196	6.921
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	2.688	3.191	1.991	2.331	1.439	1.919	1.768	3.233	2.217	2.393
製造業	155.978	120.900	127.349	129.944	109.883	166.409	148.503	135.045	134.292	133.560
業務部門	100.302	102.213	93.702	86.891	90.452	74.999	71.538	74.312	70.885	62.910
家庭部門	48.045	52.064	51.475	45.517	45.651	41.095	45.160	42.975	37.524	41.606
運輸部門	79.889	81.321	80.429	80.406	81.616	81.381	81.658	82.632	81.278	74.197
自動車	77.368	78.568	77.654	77.767	79.049	78.895	79.257	80.420	79.148	71.974
鉄道	2.521	2.754	2.775	2.639	2.566	2.486	2.402	2.212	2.130	2.223
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス	4.227	4.551	4.533	4.676	4.595	4.949	4.166	3.929	3.955	3.911
工業プロセス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般廃棄物の焼却	4.192	4.484	4.473	4.618	4.536	4.892	4.101	3.884	3.912	3.867
生活・商業排水処理	0.035	0.067	0.061	0.059	0.059	0.058	0.065	0.045	0.043	0.045
温室効果ガス 排出量合計	393.434	367.220	363.366	355.661	340.049	378.047	359.053	348.046	336.346	325.499

※端数処理により合計数が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供

エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量推移

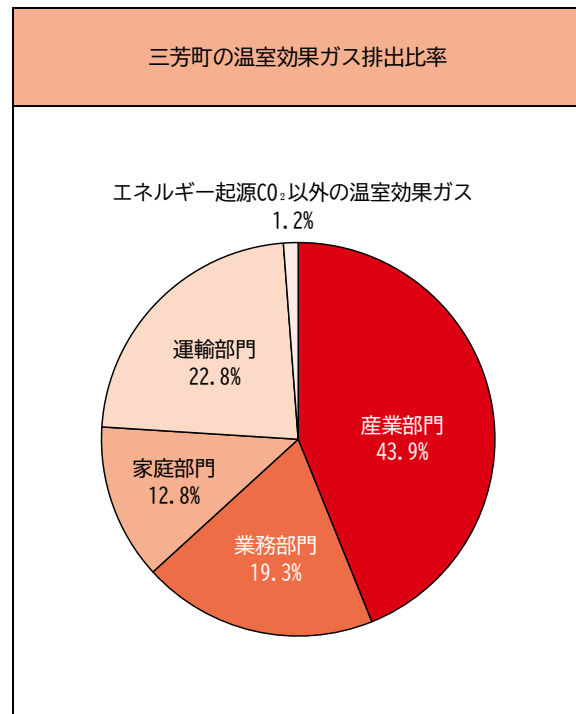


資料：埼玉県環境科学国際センター提供

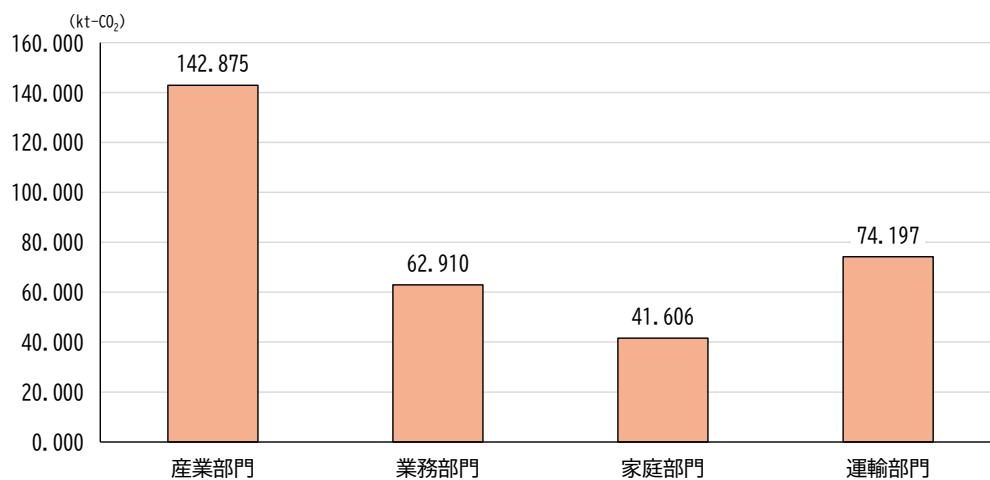
### 第3節 排出量の現状と算定結果

令和2(2020)年度の部門別排出量状況は、産業部門が142.875kt-CO<sub>2</sub>で全体の43.9%を占めており最も高くなっています。次いで、運輸部門が74.197kt-CO<sub>2</sub>で22.8%、業務部門が62.910kt-CO<sub>2</sub>で19.3%、家庭部門が41.606kt-CO<sub>2</sub>で12.8%となっています。

部門	令和2年度 (kt-CO <sub>2</sub> )	構成比
産業部門	142.875	43.9%
農林水産業	6.921	2.1%
鉱業	0	0.0%
建設業	2.393	0.7%
製造業	133.560	41.0%
業務部門	62.910	19.3%
家庭部門	41.606	12.8%
運輸部門	74.197	22.8%
自動車	71.974	22.1%
鉄道	2.223	0.7%
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス	3.911	1.2%
工業プロセス	0	0.0%
水田	0	0.0%
一般廃棄物の焼却	3.867	1.2%
生活・商業排水処理	0.045	0.0%
温室効果ガス排出量	325.499	100.0%



三芳町のエネルギー起源二酸化炭素排出量の内訳



## 第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

令和2（2020）年度の温室効果ガス排出量は、次のとおりです。

### 1 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量の内訳

部門	細部門	排出量(kt-CO <sub>2</sub> )	構成比(%)
産業部門	農林水産業	6.921	2.2%
	鉱業	0	0.0%
	建設業	2.393	0.7%
	製造業	133.560	41.5%
産業部門排出量合計		142.875	44.4%
業務その他部門		62.910	19.6%
家庭部門		41.606	12.9%
運輸部門	自動車	71.974	22.4%
	鉄道	2.223	0.7%
運輸部門排出量合計		74.197	23.1%
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 合計排出量		321.587	100.0%

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

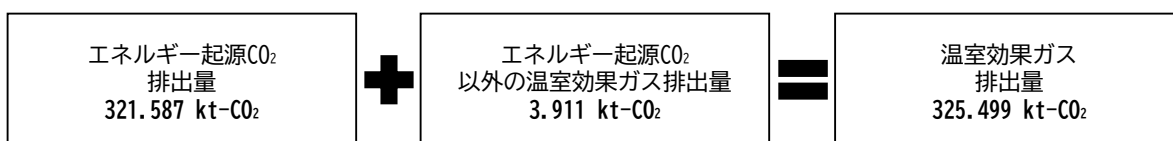
資料：埼玉県環境科学国際センター提供

### 2 エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス排出量の内訳

項目	排出量	構成比
工業プロセス(セメント等)による排出	0	0.0%
水田からの排出	0	0.0%
一般廃棄物の焼却による排出	3.867	98.9%
生活・商業排水処理からの排出	0.045	1.1%
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス合計排出量	3.911	100.0%

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供



本町の温室効果ガス排出量

令和2（2020）年度温室効果ガス排出量  
325.499 kt-CO<sub>2</sub>



## 第4節 排出量比較

本計画の基準年である平成25(2013)年度における国、埼玉県、三芳町の温室効果ガス排出量は以下のとおりです。（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスは国、埼玉県、町で算定方法が異なるため、エネルギー起源CO<sub>2</sub>のみ比較。）

本町のエネルギー起源CO<sub>2</sub>全体に占める産業部門の割合は、国より少ないものの、埼玉県よりは多くなっています。一方で、家庭部門の割合は、国や埼玉県と比べて少なくなっています。

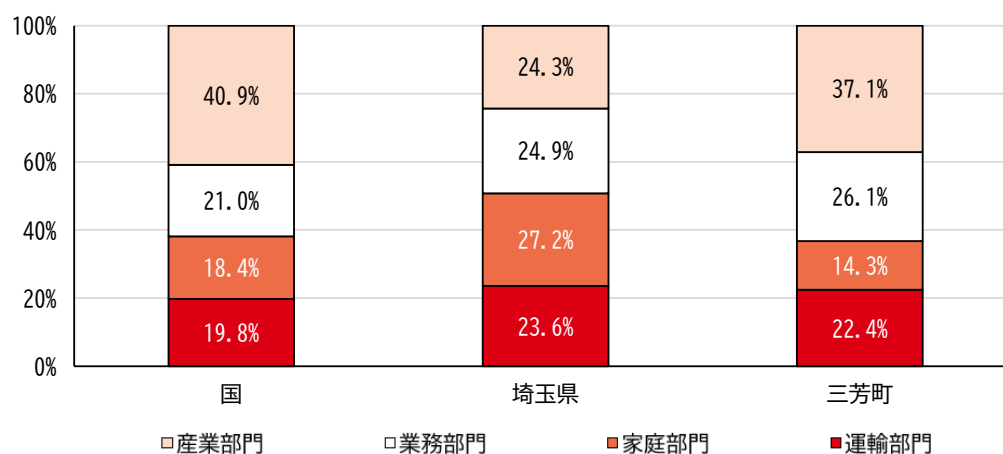
平成25年度 (2013年度)	国		埼玉県		三芳町	
	排出量 (kt-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (kt-CO <sub>2</sub> )	構成比	排出量 (kt-CO <sub>2</sub> )	構成比
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	1,133,000	100.0%	41014.980	100.0%	358.832	100.0%
産業部門	463,000	40.9%	9975.790	24.3%	133.227	37.1%
業務その他部門	238,000	21.0%	10221.229	24.9%	93.702	26.1%
家庭部門	208,000	18.4%	11158.918	27.2%	51.475	14.3%
運輸部門	224,000	19.8%	9659.043	23.6%	80.429	22.4%

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：(国データ)地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)

資料：(埼玉県・三芳町データ)埼玉県環境科学国際センター提供

国・埼玉県・三芳町の基準年度温室効果ガス排出量構成比



資料：(国データ)地球温暖化対策計画(令和3年10月閣議決定)

資料：(埼玉県・三芳町データ)埼玉県環境科学国際センター提供

●基準年度との比較

基準年度である平成 25(2013)年度温室効果ガス排出量と、令和 2 (2020)年度の温室効果ガス排出量を比較すると次のとおりです。

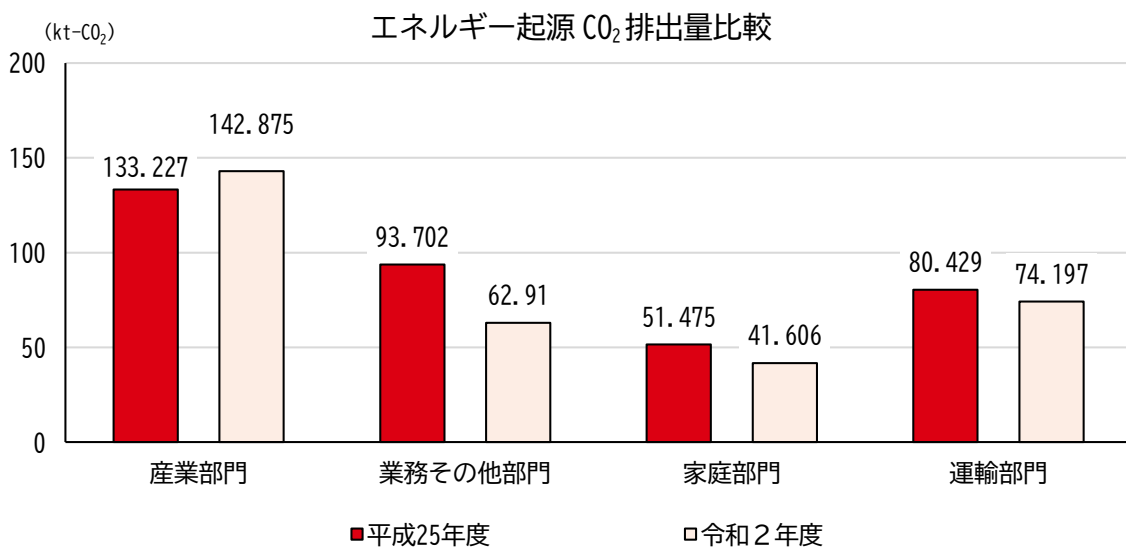
エネルギー起源 CO<sub>2</sub> では、産業部門は増加しましたが、業務その他部門、家庭部門、運輸部門からの排出は減少しました。引き続き、各家庭や企業において省エネについての啓発等を行い、排出量を減らしていく取組が継続的に必要です。

エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガスでは、全体的に減少していますが、廃棄物の焼却によって排出量が大きく影響を受けることから、ごみの分別の徹底及び発生抑制に努めます。

	平成 25 年度値	令和 2 年度値	増減	削減率
(kt-CO <sub>2</sub> )				
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	358.832	321.587	△37.245	△10.4%
産業部門	133.227	142.875	+9.648	+7.2%
業務その他部門	93.702	62.910	△30.792	△32.9%
家庭部門	51.475	41.606	△9.869	△19.2%
運輸部門	80.429	74.197	△6.232	△7.7%
エネルギー起源 CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス	4.533	3.911	△0.622	△13.7%
工業プロセス	0	0	0	0%
水田	0	0	0	0%
一般廃棄物の焼却	4.473	3.867	△0.606	△13.5%
生活・商業排水処理	0.061	0.045	△0.016	△26.2%
温室効果ガス排出量	363.366	325.499	△37.867	△10.4%

※端数処理により合計と割合が合わない場合があります。

資料：埼玉県環境科学国際センター提供



資料：埼玉県環境科学国際センター提供



## トピックス サプライチェーン排出量

サプライチェーン排出量は、自社内における直接的な排出だけでなく、自社事業に伴う間接的な排出も対象とし、事業活動に関係するあらゆる排出を合計した排出量を指します。

つまり、原材料調達・製造・物流・販売・廃棄など、一連の流れ全体から発生する温室効果ガス排出量のことです。

サプライチェーン排出量は、Scope 1 排出量、Scope 2 排出量、Scope 3 排出量で構成されます。

Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)

Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出

Scope 3：上記以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)



出典：グリーン・バリューチェーンプラットフォームウェブページ

[https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply\\_chain/gvc/index.html](https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/index.html)

## 第5節 目標値の設定

### 1 目標設定

#### (1) 基準年度

国や県と本町の目標の進捗状況の比較を行いながら計画を進める必要があることから、国や県の地球温暖化対策計画の基準年度である平成25(2013)年度を基準年度とします。

#### (2) 目標年度

パリ協定に基づく国際的な目標や国の地球温暖化対策計画や、埼玉県地球温暖化対策実行計画を考慮し、令和12(2030)年度を目標年度とします。

また、長期目標については、令和32(2050)年カーボンニュートラルに基づき、令和32(2050)年度を長期目標年度とします。

#### (3) 目標削減率

国は、令和32(2050)年カーボンニュートラルに向け「温室効果ガスを令和12(2030)年までに平成25(2013)年度比で46%削減する、さらに50%の高みを目指す」という、新たな目標を表明しました。また、県では、令和3(2023)年3月に埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)を改正し、県内の温室効果ガス排出量の削減目標を「令和12(2030)年度に平成25(2013)年度比で46%削減」と定めています。それらを踏まえて、本町域から排出される温室効果ガス排出量の削減目標として、マイナス46%とします。

また、長期目標については、令和32(2050)年カーボンニュートラルに基づき、実質排出量ゼロを目標とします。

#### 【目標削減率】

令和12(2030)年度における三芳町の温室効果ガス排出量を

平成25(2013)年度比 **46%削減** する。

令和32(2050)年度における三芳町の温室効果ガス排出量を

実質排出量 **0** とする。

## 2 削減目標

前述した削減目標をもとに具体的な数値を示します。

### 【基準年度】

平成25（2013）年度排出量  
**363.366**  
kt-CO<sub>2</sub>

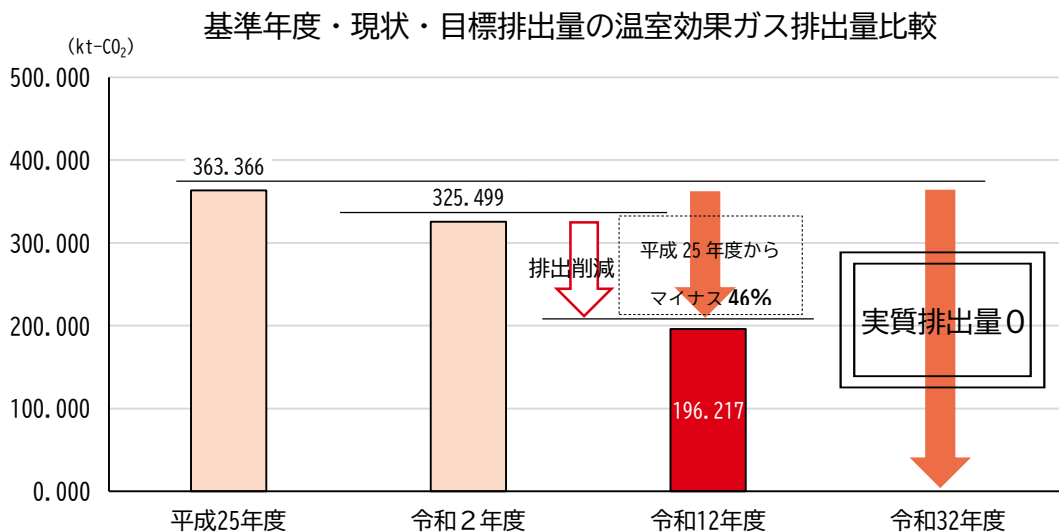
### 【現状】

令和2（2020）年度排出量  
**325.499**  
kt-CO<sub>2</sub>

### 【削減目標】

令和12（2030）年度排出量  
**196.217** kt-CO<sub>2</sub>  
（平成25（2013）年度比マイナス46%）

令和32（2050）年度排出量  
**実質排出量 0**  
ゼロ





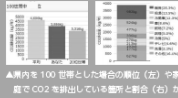
# トピックス

# 未来のためにできること

あなたのエコ対策を提案!

## うちエコ診断 WEB サービス

1か月の電気・ガス・ガソリン代、郵便番号・世帯人数を入力すると自分ごとくエコ診断が受けられます。診断を基に、いざ、ゼロカーボンアクション!



**熱は窓から逃げる!**  
熱を逃がさないために断熱性の高い窓へリフォームする方法があります。それが難しい場合、断熱フィルムを貼ったり断熱性の高いカーテンやロールスクリーンを設置するだけでも効果的です。

### 風呂

- ・給湯機の設定温度を下げる。
- ・鏡が曇らないように、湯気は拭き取る。
- ・給湯器を高効率給湯器に交換。

### 暖房器具

- 1枚多く羽織るなど、服だけで体感温度を調整しよう! 効率よく体をあたためるには首・手首・足首(3つの首)がポイント!
- ・靴下: +0.6℃
  - ・カーディガン: +2.2℃
  - ・ひざ掛け: +2.5℃

### 各部屋

- ・暖房は必要な時だけ使う。暖房時の室温は20℃が目安。(暖房20℃設定で1日1時間減で1年でCO2削減量16.8kg)
- ・照明の点灯時間を短くする。
- ・白熱電球をLEDに交換。(1年でCO2削減量45.0kg)
- ・パソコンを使う時間を減らす。(デスクトップ型を1日1時間減で1年でCO2削減量13.0kg)

公共交通機関、自転車、徒歩でもCO2削減!

### 次世代自動車

その燃費は在来型ガソリン車のおよそ2倍! 月々の燃料費が安くなり、環境に優しく快適なエコカーに買い替えて快適なカーライフを楽しみませんか? 町では電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車に対して補助金を交付しています。詳しくは町HP(右コード)をご覧ください。

※参考: 環境省ホームページ

## 未来のためにできること 住宅編

### 太陽光発電

CO2を排出しない環境にやさしい発電

太陽光パネルを設置すればおうちの電力が削減され、電力会社に売電ができます。町では太陽光発電システムに対して設備費用の一部を助成しています。詳しくは町HP(右コード)をご覧ください。

### トイレ

- ・使わない時は電気便座のふたを閉める。
- ・1年でCO2削減量17.1kg。
- ・電気便座の設定温度を低くする。
- ・便座カバーやシートを活用し、電気便座を使わない。

### 洗濯・洗面所

- ・洗濯機はお風呂の残り湯を使う。
- ・乾燥機の使用を控える。
- ・逆水にも電気を使うため水道の逆流はこまめに閉める。

### キッチン

- ・炊飯器や電気ポットの保温を控える。
- ・冷蔵庫の不要な開閉はしない。開いている時間を短くする。
- ・冷蔵庫に物を詰め込み過ぎない。
- ・冷蔵庫は夏から適切な場所を設置する。
- ・食材は食べられる量を買う。

### 三芳やさい販売店

体も室内もあたたかためにも節電も一緒できる「節」。体も心もあたたかためにも節電の取組を促すために効果アップの取り組みを推進している三芳やさいを応援していきましょう!

## 未来のためにできること 事業所編

### 太陽光発電・再生可能エネルギープランへの電力切替

工場や店舗などの屋根に太陽光パネルを設置して発電した電気を使うことで、再生エネルギーを有効活用しながら、電気代を削減できます。また事業所で使用している電気を、小売電気事業者が提供する再生可能エネルギープランを選ぶことで、再生可能エネルギー由来の電気に切り替えられます。

### エアコンの温度設定

環境省が掲げる「室温設定の適正化」では、夏は28度、冬は20度の温度設定が推奨されています。また窓にブラインドをつけられ、夏場の強い日差しをあらかじめ遮ることで、快適に過ごすことができます。

### ペーパーレス化

契約書や会議資料、請求書など、様々なシーンで紙が使われますが、契約書や資料などは、電子メールや内部ネットワークで共有したり、電子契約等のデジタル化を推進することで、コピー用紙の使用量の削減が可能です。また、製紙の活用も有効です。

### 緑化の推進

オフィスの緑化は、働く環境の快適性向上や従業員の健康促進、そして環境負荷の削減に繋がります。敷地や屋上、壁面緑化をすることにより、町全体の住環境向上にも繋がります。

### 社用車を次世代自動車に

営業車など事業所で使用する車両を次世代自動車にすることで、燃料費の大幅な削減や、CO2排出量の削減が期待できます。

### 照明

- ・蛍光灯を省電力LEDランプに交換する。
- ・40形蛍光灯と比較すると、電気代が約71%削減。
- ・使っていない会議室やエリアの照明をこまめに消す。
- ・使用していない会議室、給湯室、トイレなどもその都度、消すよう心がけましょう。

### 残業時間の低減

残業や休日出勤などが多ければ多いほど、照明や空調を使用する機会も増えます。そのため、残業時間を減らすだけでも、節電によるエコ活動が可能です。

### ごみの減量

- ・ごみ箱の設置数を減らす
- ・あちこちにごみ箱がある環境は、ごみを増やすきっかけにもなります。ごみ箱の設置数を減らし、あえて手配を怠ることでごみを減らせるかもしれません。
- ・マイボトルを持ってくる
- ・紙コップやペットボトル飲料の購入を控え、マイボトルを持ってくることでごみを減らすことができます。

### クールビズ・ウォームビズ

夏場は、クールビズを採用することで省エネ対策が可能です。冬は、1枚多く羽織るなど、服装で調整しましょう。

出典: 広報みよし

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

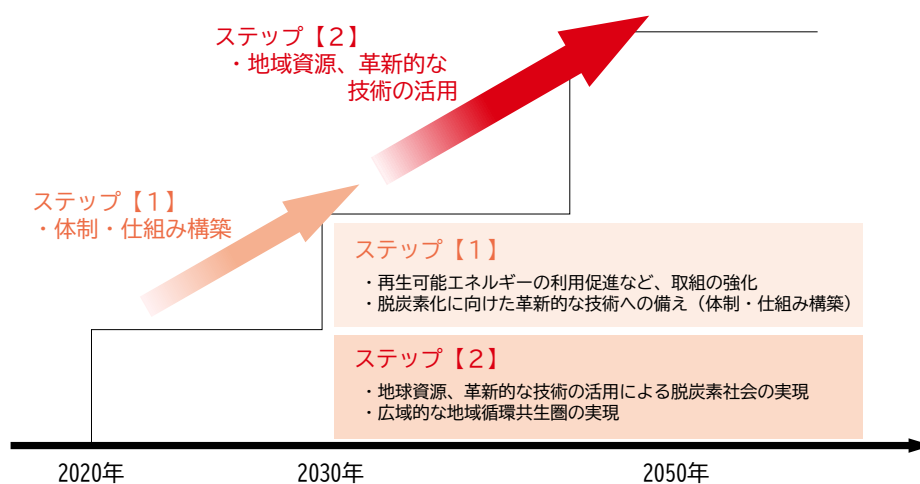
資料編

## 第6節 脱炭素社会実現に向けた道筋(ロードマップ)

これまでの取組の加速化や、令和12(2030)年以降の地域資源、革新的な技術の活用などにより、令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向けた基本的な考え方や道筋(ロードマップ)を示します。

### 1 ロードマップの基本的な考え方

国は、令和3(2021)年に「地方からはじまる、次の時代への移行戦略」として地域脱炭素ロードマップを示しています。その中で、令和12(2030)年度、令和32(2050)年度を目標年度として全体像を示しており、それらを模した図は下記のとおりとなっています。



令和32(2050)年脱炭素社会実現に向けて、本町は、ステップ1、ステップ2の2段階に分けて、段階的に施策を推進していきます。

#### ステップ【1】体制・仕組み構築

- (1) 共創の土台作り
  - ・庁内推進機構（タスクフォース）
  - ・調査分析体制（モデル分析チーム）
  - ・住民会議（ステークホルダー会合）
- (2) 町の方向性の決定
  - ・三芳町環境基本条例の策定



- 具体的な地域課題の把握
  - ➔ 施策の検討
  - ➔ 施策の実施・効果測定

#### ステップ【2】地域資源、革新的な技術の活用

- (1) 地域循環共生圏の実現
- (2) 三芳町版脱炭素ドミノ
  - ・大規模事業所の取組みを他の事業者に展開
  - ・住民向けの先駆取組を展開

#### みよしフォレストシティ構想の推進・実現

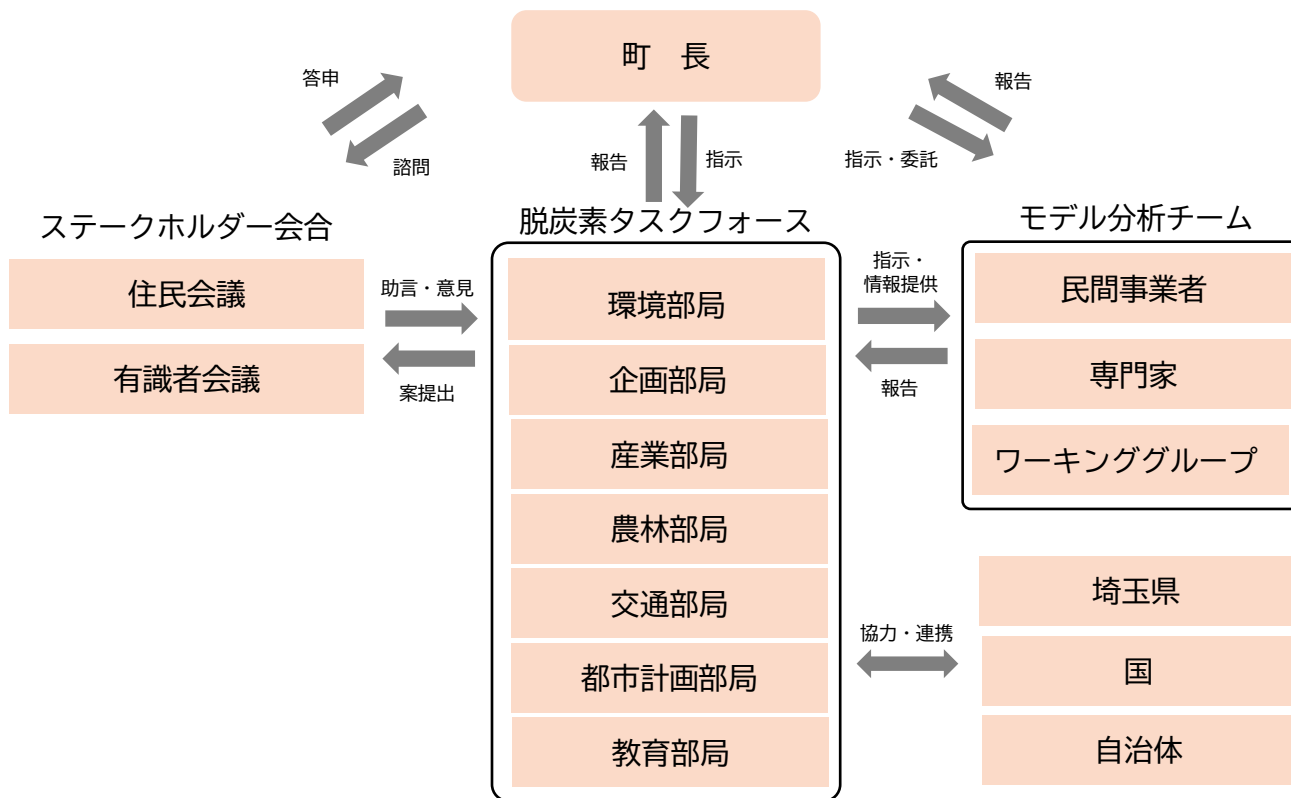
- ・緑のネットワークプロジェクト
- ・アグリプロジェクト
- ・スーパーシティプロジェクト

2023年

2050年

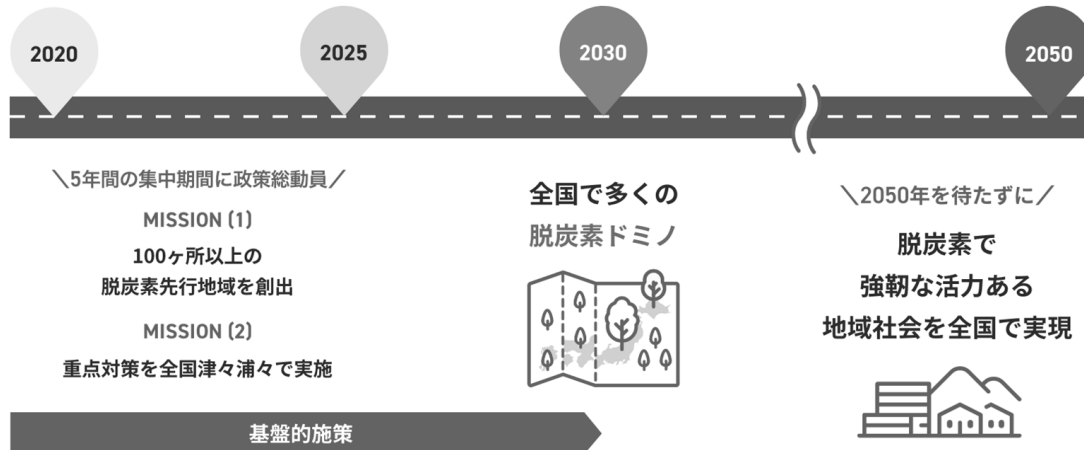
第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

■体制・仕組み構築(共創の土台作り)のイメージ図



**トピックス 脱炭素ドミノ**

脱炭素(温室効果ガス排出量実質ゼロ)の地域モデルケース(先行地域)をつくり、それを全国各地に波及させるという考え方のことです。今後5年程度を集中期間として既存技術を活用した対策を強化し、令和12(2030)年までにモデルケースとなった地域で脱炭素の取組が集中的に行われる「脱炭素ドミノ」を全国各地で起こし、令和32(2050)年までの目標達成を目指しています。

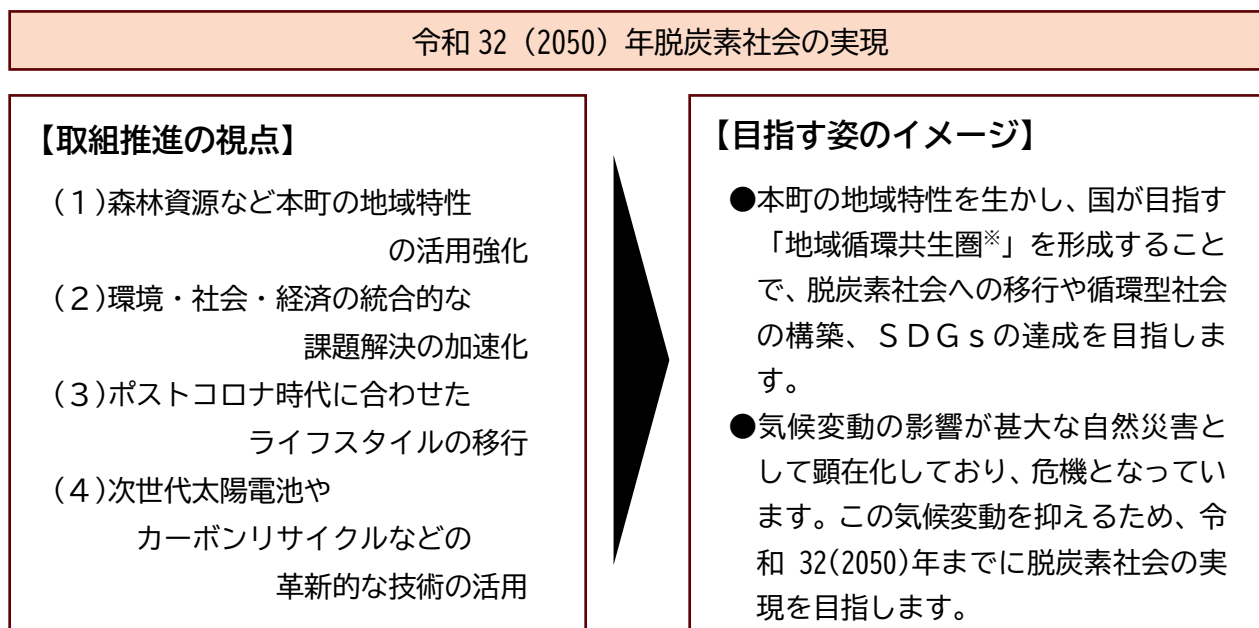


出典：環境省

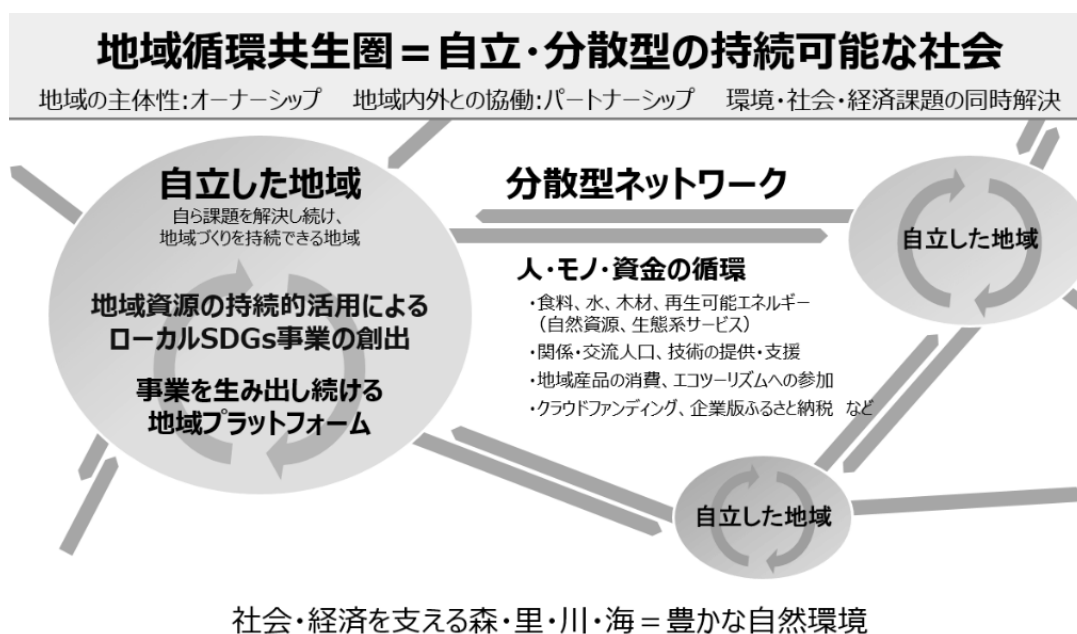


## 2 目指す姿のイメージ

本町は、下記の視点を持って、令和 32(2050)年の脱炭素社会の実現を目指します。



※地域循環共生圏とは、持続可能な社会づくりに向け、各地域間、都市と地方はそれぞれの地域の資源を生かして自立・分散型の社会を形成しつつ、特性に応じて補完し、支え合う考え方

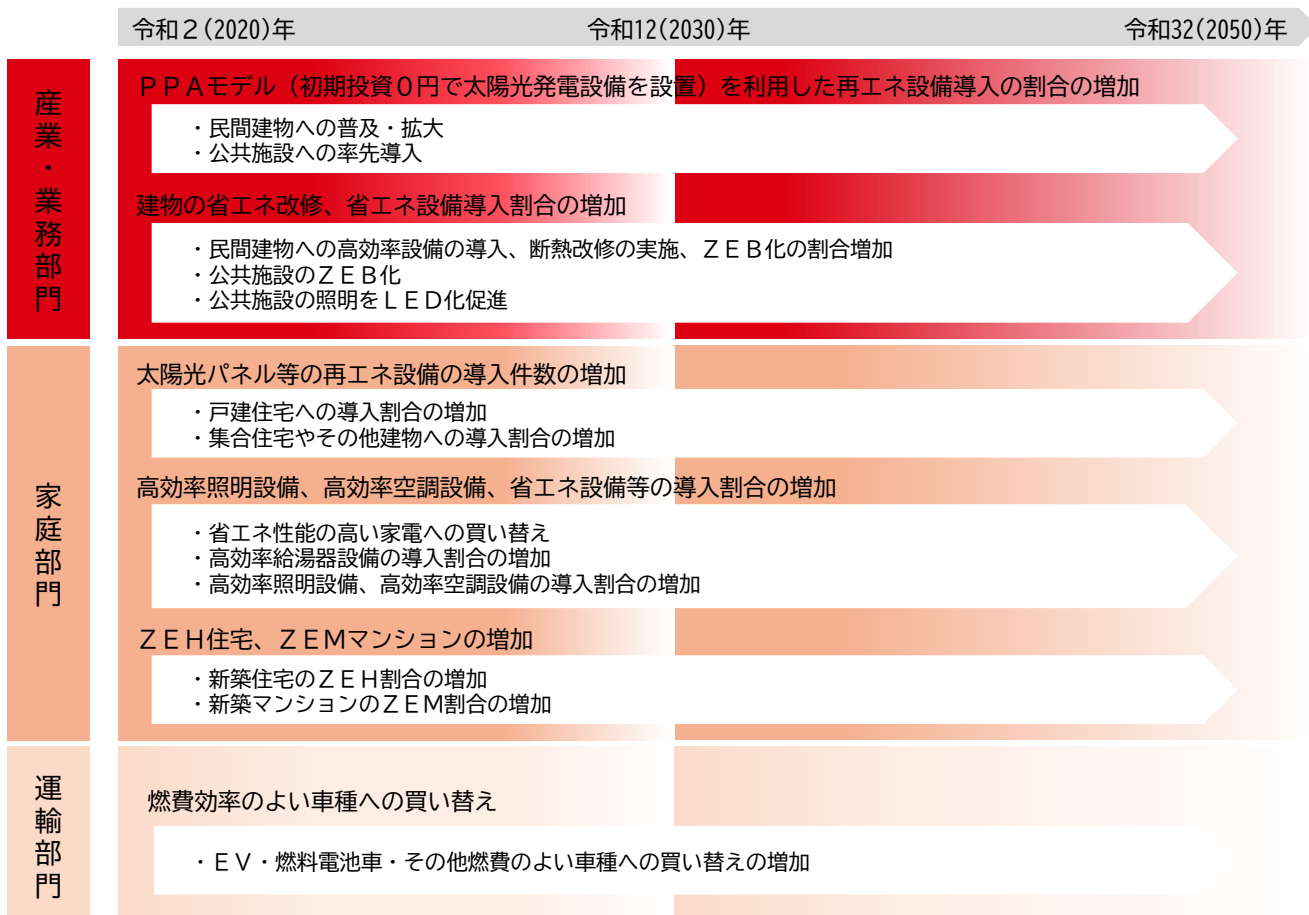


資料：環境省

### 3 三芳町における令和32(2050)年までのロードマップ

令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向けて、新たな技術革新がなされ、その動向を見守るとともに、地球のため、未来の子どもたちのために、今できることを取り組んでいかなければなりません。本計画第4章の基本目標5に掲げる施策を着実に進めるとともに、住民、事業者、町が協働・連携して継続的に取り組んでいく必要があります。

#### ■令和32(2050)年までのロードマップ





## トピックス 令和32(2050)年脱炭素社会実現に向けた方向性

令和32(2050)年の脱炭素社会の実現に向けては、「エネルギー消費量の大幅な削減」と「エネルギー源の再エネ主体への転換」が重要です。

その進め方には様々な経路があり、今後の技術革新により新たな手法などが出てくる可能性もありますが、次のとおり現時点で考える方向性を示します。

### ①最大限の省エネ、電化の推進

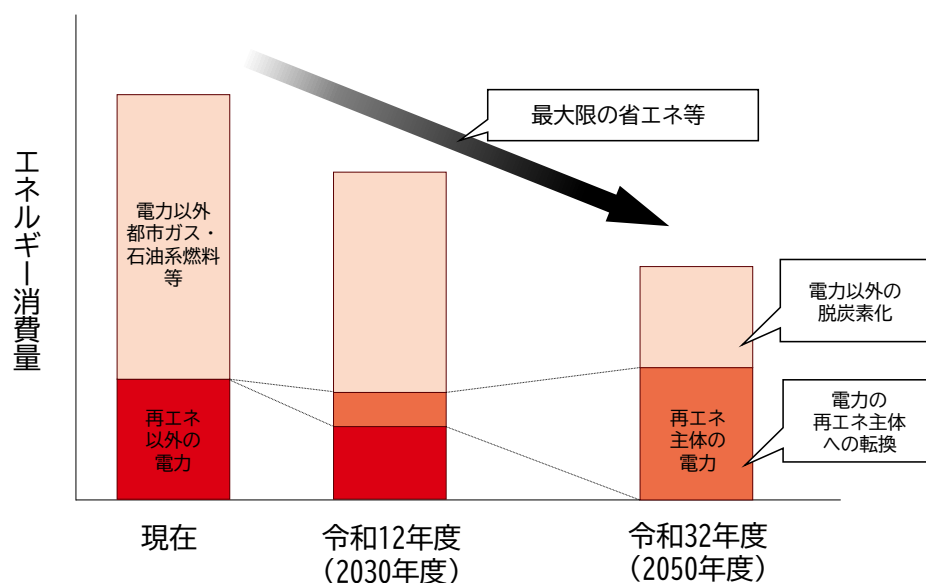
- ・最大限の省エネ及び電化により、エネルギー消費量を削減
- ・産業用熱源や船舶燃料等、現時点では電化しにくい分野も存在することに留意

### ②電力の再エネの転換

- ・使用する電力を再エネ主体へ転換することで、電力の使用に伴うCO<sub>2</sub>排出をゼロへ
- ・不足分は他の再エネのポテンシャルが豊富な地域から供給するなどして対応

### ③電力以外の脱炭素化

- ・都市ガス、重油等の化石燃料を燃焼する活動の脱炭素化に向けては、バイオマス燃料や、水素燃料など代替燃料への転換を進めるほか、新技術の実用化・普及により対応することを想定



令和32(2050)年脱炭素化のイメージ

## 第7節 脱炭素社会実現に向けた取組

産業革命の開始以降、人類の活動により化石燃料の使用や、森林の減少などにより、急速に温室効果ガスが増加しました。

そのため、地球温暖化防止のための対策として、目標を定めて脱炭素社会の実現を全世界で目指しています。特に、先進国の経済活動における二酸化炭素排出量の削減が課題となっています。近年では、地球温暖化対策と真剣に向き合い、一定の成果を上げている企業も増えています。

そんな中、住民、事業者の一人ひとりにできることには何があるのか。国の示す「ゼロカーボンアクション 30」を交え、具体例を示します。



### （1）エネルギーの節約・転換

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
1. 再エネ電気への切替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>再エネ電気を共同購入すると、単独で契約するよりも安く再エネ電気を使える場合があります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,232kg/人</li> <li>現在の1世帯の電力消費量等から算出</li> </ul>
2. クールビズ・ウォームビズ気候に合わせた服装と、適切な室温・給湯器温度設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>気候に合わせた服装で、仕事の効率がアップします。</li> <li>新たな働き方にあわせた服装で、リラックスして仕事ができます。</li> <li>過度な冷房使用を見直すことで、家族の健康(体温調節機能の維持)にもつながります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>19kg/人</li> <li>冷房の設定温度を今よりも1℃高く、暖房の設定温度を今よりも1℃低く変更した場合</li> </ul>
3. 節電	<ul style="list-style-type: none"> <li>こまめなスイッチオフは、光熱費を節約できます。</li> <li>こまめに電気製品のプラグを抜くことは、漏電による火災などの事故防止にもつながります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エアコン 26kg/台</li> <li>使用時間を1日1時間短くした場合</li> </ul>
4. 節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>節水をすると、上下水道費の節約につながります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>11kg/世帯</li> <li>水使用量を約2割削減した場合</li> </ul>
5. 省エネ家電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気代が節約できます。</li> <li>新しい省エネ家電は便利な機能も向上しているため、生活もより快適に。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷蔵庫 163kg/世帯</li> <li>冷蔵庫を10～14年程度前の製品から最新型の製品に買い換えた場合</li> </ul>

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
6. 宅配サービスができるだけ一回で受け取る	・置き配や宅配ボックス等を活用すると、都合のよい時間に、非接触で安心して受け取れます。	・ 7kg/人 年間 72 個(月6個程度)の宅配便を、全て1回で受け取った場合
7. 消費エネルギーの見える化	・ 電力使用量を確認することで、省エネの実感や光熱費の節約にもつながります。	・ 59kg/人 家庭の消費エネルギーを3%削減した場合

(2) 暮らしや太陽光パネルの設置

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
8. 太陽光パネルの設置	・ 年間の電気代の削減ができます。 ・ 自家発電することで、余剰分を売電することも可能です	・ 1,275kg/人 太陽光発電した場合に削減できるCO <sub>2</sub> 排出量
9. ZEH(ゼッチ)※	・ 健康で快適な室内環境を保ちながら遮音・防音効果の向上も期待できます。 ・ 災害時に停電を避けることができ、電気自動車の充電もできます。	・ 3,543kg/戸 戸建住宅を ZEH に変更した場合
10. 省エネルギーフォーム窓や壁等の断熱リフォーム	・ 断熱性・機密性の向上で、冷暖房費を抑えられます。 ・ 廊下や脱衣所など部屋間の室温差をなくすことで、体への負担を減らすことができます。	・ 断熱リフォーム 142kg/世帯 平均的な断熱材から断熱等性能等級4に変更した場合 ・ 窓の断熱 47kg/世帯 二重窓に取り替えた場合
11. 蓄電池(EV・車載の蓄電池)、蓄エネ給湯機の導入・設置	・ 貯めた電気やエネルギーを有効活用することで、光熱費の節約や災害対応力の向上に繋がります。 ・ 自然災害などに、非常用電源として備えておくと安心です。	・ 121kg/人 ガス・石油給湯器をヒートポンプ式給湯器に置き換えた場合

※ZEHとは、住宅の高断熱化、高効率設備による省エネルギーで消費エネルギーを減らし、太陽光パネルにより再生可能エネルギーを導入し、エネルギーを創ること

第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(2) 暮らしや太陽光パネルの設置の続き

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
12. 暮らしに木を取り入れる	<ul style="list-style-type: none"> <li>木のもつ調湿作用などは、快適な室内環境につながります。</li> <li>木をつかうことで、植林や間伐等の森林の手入れにも貢献できます。</li> <li>暮らしに木材を取り入れることで、木の持つ素材感ならではの温かみを感じられます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 34kg/戸</li> <li>一般住宅を国産木材で建てた場合</li> </ul>
13. 分譲や賃貸を省エネ物件で選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ性能の高い住宅に住むことで、健康で快適に過ごすことができ、家賃以外の毎月のガス代・電気代がお得になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,009kg/世帯</li> <li>集合住宅を ZEH-M に変更した場合</li> </ul>
14. 働き方の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤や出張による移動時間・費用の削減ができます。</li> <li>・ 移動時間の節約で、時間の有効活用ができます。</li> <li>・ 人との接触や密の状態を避けられます。</li> <li>・ 職住近接や二拠点居住、ワーケーションなどが選択肢に加わり、働き方や住まい方が多様化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 279kg/人</li> <li>通勤にかかる移動距離がゼロになった場合</li> </ul>

(3) 二酸化炭素排出の少ない交通手段

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
15. スマートムーブ・エコドライブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近い距離はできるだけ歩きや自転車に乗るようにすると、健康的な生活にもつながります。</li> <li>・ エコドライブをすると、燃料代を削減でき、同乗者も安心できる安全な運転になります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコドライブ 148kg/人</li> <li>エコドライブで燃費が20%改善された場合</li> </ul>
16. ゼロカーボン・ドライブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料代のコスト削減が望めます。</li> <li>・ キャンプや災害時などに電源としての活用も可能です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気自動車(通常電力充電)242kg/人</li> <li>・ 電気自動車(再エネ充電)467kg/人</li> </ul>

（4）食品ロスの削減

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
17. 食事を食べ残さない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べ残しの持ち帰り(mottECO)が可能であれば、廃棄も減らせる上に、次の食事として食べることで食費の面でもおトクです。</li> <li>・適量の注文により、食事代を節約できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 54kg/人</li> <li>家庭と外食の食品ロスがゼロになった場合</li> </ul>
18. 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食べられる分だけを買うことによって、食べ過ぎを回避し、食費の節約にもつながります。冷蔵庫への食品詰め過ぎないことで、冷えやすく、節電にもつながります。</li> <li>・生ごみ処理の手間が減らせます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 54kg/人</li> <li>家庭と外食の食品ロスがゼロになった場合</li> </ul>
19. 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旬の食材はおいしく、栄養価が高く、新鮮な状態で食べることができます。</li> <li>・食を通じて、季節感や地域の気候風土を感じることもできます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消 8 kg/人</li> <li>一部の野菜・果物を地産地消した場合</li> <li>・旬の食材 36kg/人</li> <li>一部の野菜を温室栽培から露地栽培とした場合</li> </ul>
20. 自宅でコンポスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成した、たい肥は家庭菜園やガーデニングに活用できます。</li> <li>・生ごみを捨てる手間が省けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18kg/世帯</li> <li>生ごみを可燃ごみとして処理せずに、コンポスト等で堆肥化した場合</li> </ul>

（5）サステナブルなファッション

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
21. 今持っている服を長く大切に着る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類をすぐ買い替えないことで無駄遣いの防止にもつながります。</li> <li>・ものを大切にする意識を持つきっかけをつくりまします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 194kg/人</li> <li>衣類の購入量を1/4程度にした場合</li> </ul>
22. 長く着られる服をじっくり選ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類をすぐ買い替えないことで無駄遣いの防止にもつながります。</li> <li>・ものを大切にする意識を持つきっかけをつくりまします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 194kg/人</li> <li>衣類の購入量を1/4程度にした場合</li> </ul>
23. 環境に配慮した服を選ぶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・洋服が作成されるまでのストーリーを楽しむことができます。</li> <li>・リサイクル・リユース素材を使った衣類を選ぶことで、地球温暖化対策抑制に取り組む企業への応援にもなります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29kg/人</li> <li>1年間に購入する服の10%(1.8枚)をリサイクル素材を使った服にした場合</li> </ul>

第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(6) 3R(リデュース・リユース・リサイクル)

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
24. 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の好きなおしゃれなバッグや容器を楽しめます。</li> <li>・海洋汚染などの環境負荷を軽減し、生態系を守ること自分たちの生活をプラスチック汚染から守ることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイボトルの活用4kg/人 使い捨てのペットボトル(500ml)をステンレス製のマイボトルに置き換え、年間30回、5年利用した場合</li> <li>・マイバックの活用1kg/人 年間300枚のレジ袋を、ポリエステル製のマイバッグ(3枚)に代替した場合</li> </ul>
25. 修理や補修をする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親から子へ世代を超えて同じものを共有することも可能です。</li> <li>・キズや汚れからすぐものを捨てる習慣を、リメイクして大切に使う習慣に変えることで、新しいものを購入するコストを削減できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホビー製品を長く使う113kg/人</li> <li>・家電製品を長く使う45kg/人</li> <li>・アクセサリを長く使う32kg/人</li> <li>・家具を長く使う29kg/人 ホビー、家電、アクセサリの購入が1/4程度になり、家具は破損時や汚れた時だけに廃棄・購入した場合</li> </ul>
26. フリマ・シェアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入・維持費用の節約にもなります。</li> <li>・廃棄コストがかからず、逆に収入になることもあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40kg/人 1年間に購入する服の10%(1.8枚)をフリマで購入した場合</li> </ul>
27. ごみの分別処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体によっては資源回収への協力による協力金やポイント還元等を受け取ることもできます。</li> <li>・回収された資源ごみから梱包資材など日常生活に欠かせないリサイクル製品を作り出すことができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4kg/人 家庭から出る容器包装プラスチックを全て分別してリサイクルした場合</li> </ul>



（7）二酸化炭素の少ない製品・サービス等の選択

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
28. 脱炭素型の製品・サービスの選択	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄時に分別が楽な商品もあります。</li> <li>・ 環境に配慮する製品やサービスの供給量が増え、商品の多様化・価格低減化につながります。</li> <li>・ 環境に配慮する企業を応援できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.03kg/人</li> <li>年間で使用する洗剤(2,800ml)のうち、本体購入を年1本として、それ以外を詰替製品にした場合</li> </ul>
29. 個人の ESG 投資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に配慮する企業が増加し、脱炭素社会につながります。</li> <li>・ ESG 投資増加で環境に配慮する企業の業績が良くなり、より環境問題に取り組みやすくなる可能性が高まります。</li> </ul>	/

（8）環境保全活動への参加

削減のための取組	暮らしのメリット	年間のCO <sub>2</sub> 削減量
30. 植林やごみ拾い等の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境を大事にする気持ちを行動で表せます。</li> <li>・ 脱炭素アクションの取組を発信・シェアすることで取組の輪を広めることができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0.8kg/本</li> <li>木を1本植林した場合</li> </ul>

## 第5章 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

第1章

第2章

第3章

第4章

**第5章**

第6章

資料編

# ～第6章～

## 計画の推進・進行管理

第1節 / 計画の推進

第2節 / 計画の評価

第3節 / 計画の進行管理



## 第6章 計画の推進・進行管理

環境基本計画を推進し、環境への負荷の少ないまちづくりを進めていくためには、住民、事業者、学校、町が環境の保全に対する共通の認識を持ち、それぞれの役割を分担し、相互の協力・連携が図れるような取組が必要となります。

そこで、本町における環境基本計画や地球温暖化対策実行計画の推進、進行管理を行う為の組織として、すでに設置されている「三芳町環境衛生対策審議会」を中心に、住民、事業者、学校、町の協働による環境基本計画の推進を図っていきます。

### 第1節 計画の推進

#### 1 庁内連絡体制の整備

環境基本計画に掲げた施策の推進には多数の課が関係してくるため、現在設置されている「三芳町環境基本計画等庁内推進会議」を中心に、各課の意見を取りまとめ、三芳町全体として環境行政を推進していきます。

#### 2 住民、事業者、学校、町の協働

環境基本計画の実効性をより高めるためには、住民及び学校、ならびに事業者の理解と協力が不可欠です。

よって、住民、事業者、学校からの提言などが施策に反映されるように配慮し、住民、事業者、学校、町など幅広い人たちによって、町全体の環境とともに身近な環境の問題などについて話し合う仕組みを整備し、施策、事業の推進を図っていきます。

#### 3 近隣自治体、関係機関等との連携

近隣自治体と共通する課題や地域環境問題などへの対応について、国や県、関係機関などとの協力、連携を図りながら、広域的な視点から施策、事業の推進に取り組んでいきます。

#### 4 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

本計画に包含した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進にあたっては、上記1から3までに掲げるもののほか、専門的な知見を有する民間事業者や有識者を交えモデル分析を行うなど、多角的・専門的な視点を取り入れ、施策、事業の推進に取り組んでいきます。

## 第2節 計画の評価

計画を推進するために、年度ごとに具体的な事業の実施状況を確認し、課題を整理していきます。各課は、年度ごとに環境に関する事業の実施状況を取りまとめ、環境課に報告します。環境課は、各課からの報告や事業評価を「三芳町環境基本計画等庁内推進会議」で確認、協議し、次年度の課題などを明確にするるとともに「三芳町環境衛生対策審議会」に報告します。

また、全体的な取組については、アンケート調査などの評価を検討し、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直し・改善を必要に応じて行います。

## 第3節 計画の進行管理

環境基本計画や地球温暖化対策実行計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、国、県などの関係行政機関、近隣自治体との連携を強化するだけでなく、住民、事業所の主体的な参加と実践が必要です。

本計画の進行管理については施策の内容に関して、計画策定から具体的な行動の実施、点検・評価、改善までの流れを施策の具体化(Plan)、実施(Do)、結果確認・評価、課題抽出(Check)、取組の見直し(Action)によるPDCAサイクルにて実施します。

